

第21回西和賀町議会定例会

令和4年9月7日（水）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、昨日に続いて一般質問を行います。

一般質問は、2日目ですが、念のため申し上げます。質問者の質問時間は30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。議員におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いいたします。

それでは、決定しております登壇の順序に従い質問を許します。

登壇順4番、北村嗣雄君の質問を許します。

北村嗣雄君。

2番 皆さん、おはようございます。令和4年度の定例9月議会、2日目になりますが、一般質問を通告させていただきました北村嗣雄でございます。町長をはじめ担当課長の私の質問に対するご答弁、よろしくをお願いいたします。

私の質問事項は3件になりますが、順を追って質問させていただきます。最初は、北部活性化推進委員会の要望のあった計画についてでございますが、北部活性化推進委員会は2018年に

北部に位置する貝沢、若畑地域の住民によって結成され、地域の活性を目指し、いろいろと町の信用、協力、担当課の課長をはじめ、担当課職員のご指導の下に今日まで取組を進めてきております。

そうした中で、昨年私が12月の定例議会において質問要旨にございますように、旧貝沢小学校跡地利用の件についてお伺いしたわけですが、今後地域住民との話合いの中で進めていくということでしたが、昨年この委員会から町のほうへも要望書が出されていまして、それから議会のほうにも請願を出されまして、私が紹介議員としてお願いしたわけですが、議会のほうからは即採択をいただきました。

そうした中で、委員会では今後のこの事業を進めるに当たってのスケジュールも原案として計画されて出されておりますが、町として北部活性化推進委員会から要望あった地域拠点とする施設に旧貝沢小学校が計画されているわけですが、町としてのこれまでの検討状況をまずお伺いしたいと思います。

議長 内記町長。

町長 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

北部活性化事業につきましては、担当課長から答弁します。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 おはようございます。それは、ただいまの質問には私のほうからお答えいたします。

北部活性化事業に対する町の検討状況についてお答えいたします。この事業は、盛岡方面からの玄関口である貝沢、若畑地域の特色ある産

業や自然環境など、地域資源を生かした地域活性化や交流拡大を目指すもので、実質的な地域づくりの取組として、当課を中心に活性化の活動を支援しているところです。

地域の今後の在り方を考える住民懇談会が2017年に開催され、これまで話合いや研修視察が続けられ、本年3月に北部地域活性化ビジョンとして取組の方向性がまとめられました。

町では、旧貝沢小学校跡地利用の要望書を受け、当課による活動支援の傍ら、委員会役員と町長との意見交換や地域活動報告会への参加などにより、地域の要望を把握しながら、北部地域の活性化に資する事業に対する地域支援の在り方について検討を行っているところです。

今後につきましても、拠点の運営主体や機能集約など具体的な検討が行われていく中で、活動支援を通じて寄り添いながら、よい支援の在り方について検討を重ねてまいります。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 そうしますと、この旧貝沢小学校跡地利用については、町としてもこれまでは明確な答弁というか、お伺いすることはできなかったわけですがけれども、北部の地域の住民としては大変注目しているところでございます。

そういうことから、施設利用については前向きに検討していただいているという理解でよろしいでしょうか、お伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

令和3年度において北部地区活性化ビジョンというものがまず作成されたということを受けまして、そこからより具体的に、また地域との話合いというものが出てくるものと考えております。

そのようなことから、やはり一番重要と思っている部分につきましては、運営主体というようなどころの検討だと思っておりますので、まずそういうところがはっきりと固まってくると

いうか、検討されてから、並行しながらそのような施設の在り方についても検討していきたいというふうに考えているものです。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 この検討委員会でも、これまでいろいろ地域の資源を生かした上で、旧貝沢小学校の跡地を拠点施設ということの一つの目標にして、それで構想を描いて計画されてきておるわけですが、この施設が利用可能なのだという町のご意向をいただければ、地域としても本当に具体化した取組なり、その考えがまた委員会の中で具体化していくと思うのです。その辺がちよっと今まで、私もこの委員会の委員の一人になっていますが、地域住民としてはそこを一番重視していると思うので、その辺できれば明確な答弁をいただければなというふうに思うわけです。

今課長さんが言っていたように、実際に事業に入っていく上で、地域の運営方法なり、そういう取組が具体化しないとということなのですが、ただ委員会としても3年度までにはいろいろ具体化に向けた小委員会というのを設置して、それぞれ取り組んできておるわけで、その辺町として、さっき課長さんのほうからもありましたけれども、さきの3月26日のこれまでの活動報告を含めて、この施設の事業構想も含めた計画、それから実際に運営していく上でのまだまだ課題はあるわけですが、ある程度具体化した計画が出されております。これはあくまで原案で、委員長も申し上げておりますが、委員会のみで、あるいは地域のみでできる事業ではございませんので、やはり町の絶大な支援なり協力、指導の下で、これがなされていくものだとも考えるわけです。

それで、地域としてもそういう考えで、委員会としても今後町のさらなる指導なり協力が必要になると思っておりますので、その辺やはり施設の利用に当たっては、今多分所管は学務課のほうになっているのかなと思うのですが、町と

しては問題はないと、やはりそれは事業に向けて利用できるのだという中身もきちんとした上であれば可能なのだということの答弁であると理解してよろしいでしょうか。

議長　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　お答えいたします。

まず、先ほども申したとおり、このビジョンというものができまして、貝沢小学校の跡地利用ということでまとめられておまして、まず当課としましても、その案を基にしまして実現に向けて支援を行っていききたいというふうには考えるところでございます。

学校の跡地というようなこともありますので、まず関係する課、町全体、内部で必要な協議を行いながらということでは考えております。

まず、ビジョン策定に当たりまして描かれた内容につきまして、より具体的にまた委員会のほうでも詰めていきながら可能性を追求していくということになるかと思っておりますので、町としましても関係課と連携を図りながら、実現に向けた取組につなげていききたいと思っております。

以上です。

議長　北村嗣雄君。

2番　まず、地域やこの委員会においても、跡地利用については期待と、やはり絶対やりたいのだという決意の下で進めておられますので、その辺は今後ともよろしく、いろいろ協議なり話合いを進めていただきたいなと思っております。

それで、次に入りますが、北部活性化推進委員会が計画する機能集約に対する町の見解を伺うと私書いておりますが、拠点とする施設、いわゆる構想というか、計画が委員会で作されておるわけですが、これについていろいろ委員会の中でも、あくまで希望する計画だと思っておりますけれども、可能、不可能なものが出てくると思うのですが、これについても報告の中に、3月ですか、町長さんをはじめ、課長、それから関係職員に出席をいただいて、この計画なり資

料報告を見ていただいておりますが、その辺町として計画書に出している機能についてですけれども、どのような見解を持っていらっしゃるか、お伺いします。

議長　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　お答えいたします。

町政運営において人口減少や少子高齢化など、社会経済情勢の変化に対応し、持続可能なまちづくりを進めることを基本的な考えとしております。

また、国においても公共施設等の集約化、多機能化を推進しております。また、中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるように、必要な生活サービスの維持、確保や地域における仕事、収入を確保し、将来にわたって継続できるような拠点形成の取組を推奨しているところでございます。

北部活性化推進委員会が計画する機能集約については、活性化の取組や交流など、各種事業にわたり、あらゆる場面で効率化を図るものであり、かつ事業の持続化にも資するものと捉えております。

また、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な機能を維持し、地域における収入確保をする方向に合致しているということから、この計画の推進に対する支援を継続するべきものというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長　北村嗣雄君。

2番　さらなる協議というか、地域との話合いなり、いろいろな取組が今後必要になるわけですけれども、地域の活性を図るには、やはり今地域のみならず少子高齢化と、それから人口減少に伴う地域の衰退を考えると、地域としては、これから先の持続できる地域を目指すという意味からも、施設にこうした機能もあって、生活機能、あるいは交流機能の確保が必要だという計画が出されております。その辺、今後い

ろいろな協議で深めていかなければならないと思いますが、その辺も併せてよろしくお願ひいたします。

それで、3番目に入りますが、拠点整備に関わる財源の確保について、検討状況ということで伺うわけですが、先ほど課長のほうからも答弁いただいているのですが、今後さらなる協議の上で実現可能なのかというところまでいかなないと無理なのかなと思うのですが、ただやはり即財源が浮かぶものでもないだろうと思います。正直言って、町の財源だけではなかなか、この委員会のほうで出している見込み予算というのも決して少なくないわけで、その辺、もし幾らかでも検討されているようであればお伺いします。

議長　　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　お答えいたします。

拠点整備事業に係る財源の確保についてということでお答えいたします。整備財源を検討する場合には、拠点の施設の性格によって活用できる補助金制度が異なってくるものと考えております。これまでの北部活性化事業での検討経過においては、道の駅の視察なども行っておりますし、産直施設の移転、簡易郵便局や売店などの生活機能の集約化などが議論されているところでございます。

今後の議論において、拠点施設の性格が定まってきた段階で、例えば道の駅であれば県道管理者の岩手県との事前協議を経る必要がありますし、また産直施設がメインということであれば農林水産省の事業、あと生活機能の集約であれば国土交通省の小さな拠点というようなものが候補となってくるということで考えております。

以上です。

議長　　北村嗣雄君。

2番　　今後まだ課題というか、いろいろ計画を練らなければならぬわけですが、徐々に実現に向けた、地域の方も望んでおります。その辺

も含めて再度、今後検討をお願いしたいなと思います。

4番に入りますが、拠点整備の実施、施設の建設について、これ今答弁いただいたのにも入っておりますが、ただ委員会で今後のスケジュールとして、あくまで予定ですが、これは委員会独自の予定だと思っておりますけれども、そこには当然今まで町の課長さんをはじめ出席いただいているのですが、今年度は、2022年度については拠点整備事業構想について町との協議ということで一応予定を組んでおるわけで、それで拠点整備事業の実施には、あくまで予定ですが、2025年あたりを目安に検討されております。その辺も含めて町として、町ばかりではない、当然運営母体というか、地域のほうの住民、これ一体となって取り組むという考えですので、さらなる打合せ、あるいは実現に向けたそれなりの課題やら、それが整理され、あるいは方向を出していかなければならないわけですが、その辺のスケジュールについては、町としてはある程度認識いただいていると思うのですが、見解をお伺いできれば、お願ひします。

議長　　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　お答えいたします。

町では、現在後期基本計画の策定に向けて議論を進めているところでございます。拠点整備について町が支援を行う上では、後期基本計画での位置づけがまず必要になります。実施計画にも事業登載が必要です。後期計画の検討においては、事業主体や運営主体、拠点施設の性格や規模などの要素がまず必要になってくるというものでございます。

財源として国の補助金等を活用する場合、運営主体の経営方針、収支計画等の策定が必要となってくるものですから、まず組織体制の在り方について十分な協議が必要であるというふうに考えております。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 いろいろありがとうございます。ただ、やはり今ここ何年かになるわけですが、コロナ禍によって、なかなか集会等も持てない状況の中で、いろいろ委員会としても長引いている状況なのですけれども、今後様々な協力を町のほうからもいただいて、これの実現にぜひ持っていったらなど、まず私も地域の一人として考えるわけで、よろしく願いいたします。

町長さんは、去年の就任以来、北部活性化事業に対しては、地域の進めるこの取組に対しては、早期に実現をとという答弁をいただいておりますが、併せて町長のこれからのお考えをお伺いして、地域の皆さんに意欲を持たせたいなと思っておりますので、答弁をよろしく願います。

議長 内記町長。

町長 お答え申し上げます。

ご要望いただいております計画の実現に向けては、先ほど課長から答弁ありましたように、運営主体、誰がどういうふうにやっていくかということが、普通の公共施設ではなく、事業を伴うものですので、非常に大きなポイントになるということを考えております。その辺どのように今後町も併せまして協議できるか、応援できるかということで話を進めさせていただきたいというのは先ほどの答弁のとおりでございますけれども、ただ貝沢地区におかれましては既に産直の経営等をやられておりますので、その辺が非常に今後のヒントになるのではないかなというふうに思っておりました。かなりの年数の経営もされておりますし、持続性もあると思っております。そういうようなものを踏まえさせていただいて、先ほどのような答弁に基づいて、町として対処していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長 北村嗣雄君。

2番 よろしく願いいたします。

付け加えてちょっと触れておきますが、地域としては去年から加えて、前回町のほうにも出

し手いただいていると思うのですが、西和賀ファンといいまして、拠点とする学校跡地の近くののですが、一般民地の畑を借りまして、西わらびがついた貸し農園というのを計画して、もう実行に入っています。今年度、ワラビのほうは植付けしてしまして、区画もほぼ計画されており、それでも来年度はスタートしたいということで、地域というか、この活性化委員会では、まず自分たちのできることから始めようということで取組されておりますので、その辺も意欲の一環としてお酌み取りいただいて、今後進めていただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、次に入らせていただきますが、資料にあるように、公用車の事故についてでございます。2番の公用車の事故についてですが、議会なり、町長が出席しての報告に、度々事故の報告あるいは事故処理の件について話されまして、私何げなく気になって、果たして公用車なり、これは誰しも事故を起こすなんていうのは計画にないし、また予期していないことであり、誰にもあることなのですが、そういう関係から、私は今回この一般質問に向けて、資料を町のほうへお願いしたところでございますが、平成30年から去年の3月まで、資料によりますと事故件数39件、そのうち賠償された事故というのは15件ほどになっているのですが、まずこれについて、私からすれば公用車のみならず、季節作業になっている除雪車の事故と合わせてなのですけれども、これを町はどのように認識されているのかお伺いします。

議長 総務課長。

総務課長 公用車の事故発生状況等について、平成30年度から令和3年度までの状況についてお答えいたします。

平成30年度については10件の事故が発生し、うち除雪機械等の事故が6件であります。令和元年度については7件の事故が発生し、うち除雪機械等の事故はなしとなっております。令和

2年度については6件の事故が発生し、うち除雪機械等の事故が1件であります。令和3年度については16件の事故が発生し、うち除雪機械等の事故が11件であります。事故の原因については、多くが周囲等の注意、確認不足によるものと考えております。

令和3年度、例年に比較し事故が多く発生していますが、除雪機械等の除排雪作業中の事故が多かったことが要因として挙げられると考えております。

除排雪作業については、限られた時間内での作業、そして降雪の状況などにより日々作業条件が変わるなど、かなり厳しい作業環境下にあります。また、除雪作業員の確保が年々厳しくなっており、必要な人員を確保できない状況でもあります。このような状況が事故発生の要因となる可能性もあるものと考えております。

公用車による事故は、道路交通法の遵守を含め、安全確認などを徹底することで防ぐことができるものと考えております。事故を起こした職員をはじめ、全職員に対し、道路交通法の遵守、安全確認などの徹底に努めるよう注意を行っていきたいと考えております。

また、除雪作業員については、作業環境の改善に向け、引き続き必要人員の確保、人材育成に努めていく必要があるものと考えております。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。防げる事故、防げない事故というのは、多分見分けるのには難しいかもしれませんが、今答弁いただいたように、ちょっとした不注意での事故というのが結構多いように思われます。

それで、今この資料には損害賠償の金額が、これは相手方に支払われた金額だと思うのですが、自車、いわゆる公用車、重機の場合もそうですけれども、それなりに修繕がかかっていると思いますが、これについては特別問うものではないと思いますが、いずれ町の財政を見た上で、どの程度になっているのか、まずお

伺いたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 公用車の事故に伴う町の公用車の修繕額等についてお答えいたします。

平成30年度については7件で714万387円。令和元年度については6件で192万3,306円。令和2年度については5件で106万6,550円。令和3年度については9件で259万5,167円となっております。

この修繕に係る費用については、町が加入している財団法人全国自治協会からの自動車保険共済金にて補填されております。

また、先ほど議員がお話しされました事故に伴う町の相手側に対しての損害賠償額については、議会へ随時報告しておりますが、平成30年度は5件で105万7,098円。令和元年度は2件で61万2,966円。令和2年度は2件で46万6,795円。令和3年度は6件で222万1,740円となっております。この損害賠償額についても、財団法人全国自治協会からの自動車保険共済金にて補填されております。

議長 北村嗣雄君。

2番 懐の持ち出しはしなくてもいいのが幸いとも思われますが、やはり事故は公用車のみならず、私どもも大変な損害を被るわけで、お互いに気をつけていききたいと思います。

3番目に入りますが、町の所有する公用車等の安全管理、運行管理の状況について、まずお伺いしたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 公用車の安全運行管理については、西和賀町公用車運行管理規則に基づき、適正な公用車の管理及び運行管理に努めているところであります。

また、道路交通法第74条の3に規定されている安全運転管理者及び副安全運転管理者を選任し、安全運転管理者等は公安委員会主催の法定講習を受講し、必要な知識等の習得に努め、その業務に当たっております。

職員は常日頃より法令等を遵守し、安全運転に努めているものと考えますが、大小問わず事故を起こしてしまう、あるいは事故に巻き込まれてしまう可能性があります。事故を起こした、あるいは巻き込まれた場合の対応についても、適正な対応、手続を行うよう、職員に周知を図っているところであります。

引き続き町公用車運行管理規則に基づく適正な公用車の管理及び運行管理に努めるとともに、職員に対し、道路交通法など各種法令の遵守、安全確認の徹底などの周知を図っていきたいと考えております。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。先ほど課長のほうからの答弁の中に、限られた時間と、それからちょっとした不注意ということではありますが、いわゆる年度を見た場合、去年3年度において16件というのは、少し多いのにも限りがあるような感じがしますが、というのはこの中に除雪に対しての事故が11件入っています。それで、中身を見ますと、事故状況を見ますと、全部というのではないのですけれども、ほぼバックする場合の後方不注意というのがありますよね。先ほど課長が申し上げたように、雇用人員の不足というのもあると思うのですけれども、だからといって事故が起きていいというわけでもないわけで、オペレーターとしての資格がなくても雇用して、2人体制なりを取って、安全な作業ができるという、そういう体制を取ることではできなかったわけですか。今回起きてしまったことはどうにしましても、今後の対応として事故を防止していく対策として何か考えは持っていないのかお伺いします。

議長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

議員ご指摘の令和3年度につきまして、16件中、除雪車の事故が11件あったということでございまして、オペレーターの体制、2人乗りの体制を取れなかったかというご指摘でございま

すけれども、もちろん免許の有無にかかわらず除雪作業員の募集は行っておりまして、免許がなければ免許を取る補助もやっておりますし、免許を取るまでの間は助手として、議員おっしゃるように安全確認等の役割を担うわけですけれども、そういったことも可能なように募集しているのですけれども、それでもやっぱり人が集まらないという状況で、どうしても現状では1人乗りが多くなってしまっている状況でございまして。それが議員ご指摘のとおり、事故が増えた要因の一つになっていることも確かなことだというふうに認識しているところでございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 これは、今年度ばかりではないと思うのですけれども、毎年行われているのだと思うのですが、日本建設機械施工という協会の東北支部の主催でやっている、これは県下一円で取り組んでいるようですけれども、除雪に対する講習会、町としてはオペレーターで雇用する方をこういう講習とかには出していないわけですか。

議長 今の質問、ちょっと聞き取れなかったのですけれども。

2番 事故防止に向けて、いわゆる安全運行のために講習会なんか県下で持たれているけれども、今年度も予定になっているが、私関係機関のほうからもらったので、そういうのに町では派遣していないのかなということなのです。

議長 建設課長。

建設課長 毎年行われておりまして、毎年全員というわけにはいきませんが、派遣は行っております。派遣を行って、オペレーターはそういう講習も受けております。

議長 北村嗣雄君。

2番 とやかく問うわけではないのですが、ぜひ事故防止に向けた徹底した取組が求められると思うので、その辺は再度お願いというか、やっていただきたいなと思います。

事故は誰しも起こすつもりで起こすわけでは

ないのですが、やはり事故はいろいろな面で社会問題にもなりますので。

それでは、次の事項に移ります。農業振興についてですが、水田活用の見直しの件ですが、農林水産省では米の転作助成の柱となっている水田活用の直接支払交付金をめぐり、今後5年間に1度も米を作付しない農地を交付対象から外すとしております。

従来では用水路やくろがあれば、畦畔があれば復田の可能性があると認められ、交付対象になっていたが、2027年以降はこうした農地も畑作が定着したとみなされ、対象外となる見通しだ。

交付を受けるには、多少無理をしても転作地での輪作サイクルに水稻を組み込ませざるを得ない。国が掲げる需要に応じた米生産を続けるというか、進める、この見直しは生産現場で思惑どおりに進むと思われるのだろうか。

今回の見直しに合わせ、農水省は多年生牧草について、種まきをせず収穫するだけの年の助成額消滅や、飼料用米の複数年契約の廃止にも乗り出すという見直しになっております。

こうしたことを踏まえて、西和賀町においても、さきの6月に町長をはじめ議会が一堂にして農林水産省を訪問して要望してきたところですが、町として水田活用の直接支払金の見直しに関わるこうした状況を踏まえて、どういう見解を持っていらっしゃるのか、まずそこから伺いたいと思います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、私のほうからお答えをしたいと思います。

今回の水田活用の直接支払交付金見直しは、極めて唐突であり、現場に大きな混乱をもたらすものであると認識しております。

具体的には、農業収支の悪化により生産意欲の減退をもたらすとともに、これまで借地により耕作管理を行っていた農業法人等が経営の合理化を理由として土地の所有者との借地契約を

解消することで、耕作放棄地の増加が懸念されます。町としては、このような事態を容認することはできないと考えており、国や岩手県に対し、運用の改善を求めて要望活動を展開してまいりました。

国においては、今後5年間において見直しの内容を検証する方針を打ち出しておりますが、その内容も踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 町としては、今のこの見直しにかかわらず、水田活用には様々な耕作放棄地を含めて悪条件の下で、厳しい状況の中で各農家なり法人の方が頑張っているわけです。そういう中で、新たに加えて抱える現状課題、これは町として見解というよりも、どのように認識しておられるのかというか、その辺を含めて、またお願いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、お答えいたします。

西和賀町は中山間地域で、農地整備率が低い地域であります。担い手に対する農地の集積を積極的に進めてきたところがございます。その結果、経営面積が10町歩以上の経営体が経営する水田面積の合計は、平成23年度の288ヘクタールから、令和3年度は728ヘクタールへと大幅に増加しております。農地集積とともに、大豆、ソバの作付転換を進めた結果、平成23年度の66ヘクタールから、令和3年度は291ヘクタールに増加し、主力品目まで成長したところであります。

西和賀町においては、10アール区画の未整備の水田が多く、水稻と大豆、ソバ等の5年以内のブロックローテーションを行うこととなると経費が大幅に上昇する水田が多くなるものと思われま。その結果、集積した農地の返還が増え、その農地が耕作放棄地化することが懸念されるというふうに考えております。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 先ほども申し上げたけれども、やはり田んぼと畑の場合は排水と用水の保水と全く逆なあれなわけで、その辺西和賀の水田の状況を見ますと、なかなか厳しい状況にあるなど。加えて、特にソバ、大豆の作付には、この見直しというのは大きな衝撃があるのかなというふうに感じます。

時間もなくなりましたので、含めてお伺いするわけですが、今後可能な限り用水を確保する、そして水田に復元する田んぼも見られると思います。こうした中で、4番に入っているわけですが、復田が見込まれる各地域で、水路の確保なり改修がされているところはそんなに影響を受けないかもしれないが、用水路の改修の要望が出てくる、いわゆる水路の確保が難しい水田が増える、復田することによって水が大量に必要となる。この辺の地域の要望に対して、いろいろな事業はあるわけですが、担当課長としてのご意見をお伺いしたいと思います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、お答えいたします。

主食用米の需要量は、全国ベースで見ても下落傾向にありますので、今後の米の価格についても値上がりはなかなか期待できないものというふうに考えております。

また、転作交付金をめぐる状況についても、今回のことだけではなくて、今後の見通しを立てることが難しい状況にあるということでございます。

一方、水稻栽培につきましては、議員ご指摘のとおりですけれども、一定の水量を確保する必要があるということでございますので、水田として作付する場合は、幹線水路等も含め、水路における水量の状況を確認する必要があるというふうに考えております。

現在、中山間地域等の直接支払交付金ですとか、多面的機能の支払交付金といった事業があ

りますけれども、そういったものも活用しながら必要な水路の改修ということについては取り組む必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 ますます厳しい農業情勢というか、農家の厳しさが増してくるわけですが、どうか町のほうとしても、やはり農家の希望なり要望に耳を傾けて、可能な限り意欲を持って、担い手の少ない町ですけれども、農業の維持に努めていけるよう、切にお願いしたいなと思います。

ちょっとまだいろいろありますが、時間の関係もありますので、ここで私は質問を終わりといたします。いろいろありがとうございました。

議長 以上で北村嗣雄君の一般質問を終結いたします。

ここで11時5分まで休憩いたします。

午前10時51分 休 憩

午前11時05分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順5番、高橋和子君の質問を許します。

高橋和子君。

4番 高橋和子でございます。よろしくお伺いいたします。今回は4項目について通告をしておりますので、順次ご答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症への対応についてお伺いしたいと思います。その次には、学校給食費の軽減についてお尋ねします。3番目は、介護保険について。4番目は、移住、定住の推進について、よろしくお伺いをいたします。

それでは最初に、新型コロナについてご答弁をお願いしたいと思います。1、2、3、4と分けてお尋ねをいたしますが、①として現在までの新型コロナウイルスの感染症の状況について、よろしくご答弁をお願いいたします。

議長 内記町長。

町長 新型コロナウイルス感染症の状況につきまして担当課長から答弁します。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 おはようございます。健康福祉課から、新型コロナウイルス感染症の状況についてお答えします。

全国において7月からオミクロン株のB.A.5系統による感染が主流となってから、高い感染力により感染症の患者が急激に増加し、お盆前後は1日の新規感染者の数が過去最多を記録されておりましたが、8月下旬から減少傾向が見られております。町内においても7月下旬から患者が確認されている状況であります。

岩手県の新規感染者の公表については、これまで患者一人一人の居住地、年代、性別、症状、職業等を公表しておりましたが、県内において患者数が急増し、公表資料の継続が困難な状況となったことにより、公表資料の内容が見直されまして、7月27日から市町村ごとの人数が公表されるようになりました。居住地が西和賀町と公表されている新規者数は、7月27日からになりますが、7月は5人、8月は83人となっている状況になります。

議長 高橋和子君。

4番 大方の動きはマスコミなどで見て、増えてきているなどか、ずっと地方に広がっているなというふうなことで、心配したりしながらマスコミを見ておりましたが、町内のことについては意外と分からないというふうなところがありまして、2番目に入りますが、町内の感染者が今ご説明あったように急増してきた時期があって、いろいろ対応が大変だったろうなと思いますが、増えていくところで何か問題はなかったのか、そういった反省もされているのかなと思いますので、その点お伺いします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 町内の感染状況が増加したというところですが、県の公表資料の内容が見

直されまして、市町村ごとの人数が公表されることになったことから、町内の新規感染者の感染状況を町民の皆様と共有することができるようになりました。町内での新規感染者が日々確認された際には、町立西和賀さわうち病院や町内の医療機関等への相談や診察、PCR検査等の業務が増加し、医療スタッフへの負荷が増すことで、一般医療業務への支障が心配されるところです。

町では、感染予防対策の取組について、町長及び町立西和賀さわうち病院長の連名のメッセージやチラシを作成し、町民の皆様にご協力をお願いしたところです。

7月下旬から、国や県においてオミクロン株のB.A.5系統の感染拡大に対応するため、医療機関や保健所の負担軽減の施策等が打ち出されてきております。これまで保育所、小学校、中学校等で児童生徒等が感染した場合は、保健所が主となり患者の状況把握等を担っておりましたが、保健所の負担軽減から、現在は保育所や各学校と学務課で連携をして、患者の症状や感染状況、濃厚接触者等を確認するよう変更になってきております。対応方法が変更になった当初は、対応方法に不安や混乱を招いたこともありましたが、保健所からの助言をいただきながら、連携をして現在対応を進めているところであります。

今後も医療機関や保健所の負担軽減に伴う全数把握の簡略化と見直しが検討されておりますので、そのような国や県から示される情報を関係機関と共有し、対応してまいりたいと考えているところです。

議長 高橋和子君。

4番 対応について、本当にご苦労さまでございました。その反面、さっきご説明ありましたように、8月に83人と増えているわけですが、そういった増加していく過程で、やはりこれは伝染病ですから、公衆衛生上考えまして防ぐ手だてというのはかなり難しいものではあろうか

と思いますが、そういった点で医療機関や保健師レベルでのいろいろな話し合いやら、このようにして防いでいこうとか、何かそういったものがあつたと思いますが、そういった点での対応の具体的なことについて、ちょっとお伺いしておきたいなと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 町内において医療機関や保健師、それから町の庁舎内での対応についてということのご答弁になりますが、感染状況が町内において増加傾向が見られた際には、庁内のほうで2役、それから総務課、健康福祉課、病院などと、あと学務課、教育委員会部局などと、いろいろとその都度対応について、時間を取って協議をしていたところになります。

今回は、医療機関の負荷がちょっと増してきたということもありまして、病院のスタッフの方々と協議をしまして、連名のチラシを出したというのも一つの対策を取ったところになりますし、あと8月16日付には、町内で家庭内感染も多く見られたということもありましたので、そちらについて家庭内感染した際のチラシというところでも対応したというところで、その都度どのような形にして町民の皆様にお知らせをしたらいいかというのは協議をしてきたところであります。

議長 高橋和子君。

4番 それでは、3番目のところで、感染者が増加して検査する方も増えて、対応が大変だったのではないかなと思っておりますが、反面町民の方の不安も、自分はどうだろうとか、濃厚接触者だったり、自分も感染しているのではないかなというような不安も持ったりして、そういった町民の不安に対する対応はどのようにされたのかをお願いします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 まず、町民の皆さんの不安というところの対応についてですけれども、健康福祉課のほうには、家族や事業所の職員の方が感染

した際に、今後の対応について相談が寄せられるというのが主な形になってきております。自分が感染したのではないかという不安については、特に町のほうには寄せられていなかったというところになります。今回家庭内での感染や事業所の感染について、家庭内での感染予防の取組や、それから家庭内での過ごし方、それから事業所での対応方法について相談の対応をさせていただいたところになります。

同じように、病院のほうには患者さんからの、ご家族の方からのご相談というのもあったかと思っておりますけれども、そういうような形で、その都度相談対応をさせていただいたところになります。

議長 高橋和子君。

4番 コロナの大きな問題というのは、非常に感染力が強いと課長おっしゃったような状況と、それと症状がないうちに感染してしまうというのが非常に大きな課題であろうと思います。これで予防する手だてというのは、非常に困難になる、そういった特徴のあるコロナウイルスだと思います。

それと、いろいろ情報がありますけれども、無症状で感染した方も後遺症が出てくるというふうなことが、だんだん月数がたつといろいろな事例が出てくるということで、味覚障害とか、血管に関するとか、呼吸に関する後遺症とか、いろいろ出されているようですので、やはり感染しないということが後遺症のことも考えると非常に大事であったなというような感じ、これは私の受け止め方ですが、そういう特徴のあるウイルスだと思います。まだまだ続くかと思いますが。

最後、4番目のワクチンの状況についてお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 ワクチン接種の進捗状況についてお答えします。

60歳以上の方、そして18歳以上で基礎疾患の

ある方などを対象とした4回目のワクチン接種は、町内の医療機関のご協力をいただきまして、7月4日から医療従事者、高齢者施設の入所者、それから従事者、そして町民の皆様の順に接種を進めてきております。そして、8月末現在で、まず対象者の約8割の方の接種を終えている状況になります。9月以降もまず引き続き、町内の医療機関での個別接種、集団接種を予定しているところになります。

そしてあと、今現在はオミクロン株に対応したワクチン接種、それから5歳から11歳までの小児を対象とした3回目のワクチン接種ということで国のほうから方針が出されておりますので、そちらについての接種体制も構築次第、町民の皆様に情報をお知らせしてまいりたいと考えております。

議長 高橋和子君。

4番 分かりました。ありがとうございます。

それでは、次に行きたいと思います。2番目でございますが、通告しております学校給食の給食費の軽減についてお伺いしたいと思います。このところでは、2つの項目について通告しております。1つは、小中学校の給食費について、保護者負担の軽減を実施して、子育て支援としている市町村が増えてきているように聞いております。当町の考え方や今後の方針をお伺いしたいと思います。

議長 学務課長。

学務課長 給食費の保護者負担軽減についてお答えいたします。

県内においても、給食費の全額自治体負担としている市町村はありますし、子育て世代の負担軽減面から、給食費の保護者負担の在り方を検討しているところもございます。

西和賀町では、今年から給食費を公会計化しており、今年度予算で見込んでいた給食費の歳入ですけれども、1,800万円ほどとなっております。現時点で給食費の軽減等の予定はありませんけれども、今後の少子化対策、若者定住の

ための子育て支援の在り方の中で検討を重ねていきたいと考えているところです。

議長 高橋和子君。

4番 分かりました。現在はないけれども、将来的というか、近い将来ではないかなと思ってお伺いしましたが、間もなくだと思いますが、検討していきたいということでございますので、やはり子育て支援の面での考え方というのは重要だろうと思います。給食費も所得によって違いましたっけか……全員同じということのようですが。

私の手元に、県から出された他の市町村の資料がありまして、例えば雫石町では平成30年から始めて、6校で生徒数が1,050人で2分の1補助をやっておられて、2,911万7,000円という負担をされているようです。完全無償化している町村は、田野畑村、普代村、軽米町、九戸村の4町村なのですが、その後でコロナのウイルス感染症に対する地方創生の予算で、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を活用した学校給食の保護者負担の軽減をやって、これは田野畑は今言いましたけれども、洋野町も完全無償化、それから久慈市が食材費の増額負担軽減措置というのをやって、一戸町でもやっているということです。

そのほかに、平成28年に岩手町が1食当たり45円の補助とか、遠野市では令和元年からとか、山田町でも令和2年とか、そういったことでそれぞれの考え方があってだと思いますが、こういった取組をやっておられます。

こういった公的な補助をするときには、それなりの理念を持って、住民に理解をいただきながら実施していくということが大事なと思いますし、子育て支援だけではなく、小中学校というのは義務教育でもありますから、義務教育の無償化というのは法的に決められているわけですが、ここには給食費というのは入っていませんが、食育という面から見れば、義務教育の中の重要な位置づけになるのではな

いかなと思うわけです。うちでも食べるからというのがよく言われますが、うちで食べるのはもちろんですが、うちでも子供の食事の教育、台所での教育というのは非常に豊かなすばらしいものがありますので、私なんかの子育ての経験から考えても、非常に台所、食事というのは子育てにすごいものがあります。まして教育現場では、今様々取り組まれておりますので、そういった観点と、そして子育て支援の面からということで、ぜひ期限を区切って具体化をしていただきたいと思いますが、ご答弁をよろしくをお願いします。

議長 学務課長。

学務課長 最初の部分のところでちょっと補足させていただきますけれども、先ほど給食費、所得で金額違うのかというところをおっしゃられましたけれども、うちのほうは所得で金額を変えているということはありませんけれども、ただ準要保護ということで生活に苦勞されている世帯のほうに関しては、町のほうで準要保護で給食費のほうをお支払いしているということになっております。

ちょっと先ほどの答弁と重なってしまうことになってしまいますけれども、給食費の部分につきましては、子育て支援の中の在り方というところで議論を重ねていって、方向性を見いだしていきたいと思います。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 予算的に見ると、それぞれの可能な予算の範囲で最初は補助するというふうな方法もあるかなと思いますが、大体にして子供が少ないので、完全無償化したって大したことないだろうと思いますので、さっきの予算見れば、今予算化された1,800万円ほどのお金はかかるということですが、それが多いか少ないかというのはいろいろな捉え方があるだろうと思いますが、子供に対する教育の費用として、やはりしっかりとそれを町であれしながら、期

限を区切ってやっていただきたいと思いますが、そういったところでは何か答えるべきものがあるってほしいなと思いますが、どうでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 期限を決めてということでありませけれども、今この場で期限的なことは、すみませんけれども、申し上げられる部分ではないかなと思います。

まず、いずれ子育て支援の中で、町全体の施策の中での検討を重ねていくということを考えているところです。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 子供はすぐ成長してしまうから、あんまりゆっくりしてられないのです。

それと、子育て支援、そして後のほう、最後に移住、定住もありますが、若い人の受入れを進めるときに、子育て最中の人が入ターン、Uターンで来るとすれば、何をまず真っ先に心配するかといいますと、分かるでしょう。病院とか保育所、どこにあるべとか、学校はどうだろうとか、まずこの3つがすごく若い人が子育てしながら暮らすための大きな課題なのです。

そこで、私問題提起するわけですが、学校給食の無償化とともに、今実際やっておられる18歳までの子供の医療費無料化、それから旧湯田町時代からしっかり取り組んでこられた保育料の軽減、すごく私はこれを評価しているのです。今は県内ではそれほど、もっともっと軽減している、無料化しているところがあるので、あんまり先のほうではなく、中頃になってきているかと思いますが、保育料については。しかし、そういったことを頑張ってこられましたし、それから今給食費や、あるいは学童保育の軽減とか、そして私がしつこく申し上げている高過ぎる国保税の子供の部分の無料化、こういったものをきっちりセットにして、よそにアピールして、そしてよそよりも沢内は子育てによさそうだなという、そういう印象をきっちり持って

いただけるような、温かい、命を大事にする、子供を大事にする西和賀町、どんなキャッチフレーズでもいいけれども、そういったことで大いにアピールして若い人を呼ぶというふうなことは非常に大事だと思いますが、教育長、どうですか。

議長 教育長。

教育長 私のほうからは、そのことについて私感になりますけれども、お話しさせていただきたいと思いますが、先ほど課長のほうからも話あったとおり、子育てについてたくさんの分野がありますので、そこ辺りを今高橋和子議員さんおっしゃったように、こういう面ではこういう支援ができていますよ、私の町ではということで、PRできるように整理はしていきたいなというふうに思っております。

その中で給食費をどれくらい軽減してあげることによって、移住しやすい町になるかということも検討してまいりたいなというふうに思っておりますので、少しお時間をいただけたらなというふうに思っているところです。

また、ご心配のとおり、子供たちの数がすごく少なくなっているということは私たちも最も危惧しているところですので、そこ辺りを全役場職員一致して検討してまいりたいなと思っております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 分かりました。取り組むように、よろしくお願ひしたいと思います。

では、その次に介護保険のところに……違う、違う、もう一つあった。すぐ先に行って、12時5分前にやめたいなと思って、ちょっと先々と進んでいきたくておりますが、もう一つお尋ねしておりました。学校給食、新しい給食センターできて頑張っておられますが、地元の食材の使用というのはどうなっているかお伺ひします。

議長 学務課長。

学務課長 学校給食への地元食材利用についてお答えいたします。

主食である米については地元農協、パンにつきましては県内産の小麦粉を使用し、ワークステーションから納入しております。牛乳は湯田牛乳ですし、季節的なタイミングはあり、量は多くありませんが、ピーマン等の野菜を地元農協から納入しております。

また、月1日ではありますが、西和賀給食の日を設け、地元食材による給食メニューを提供しております。具体的には、ワラビを中心とした山菜類の加工品や地元生産の豆腐、あとジャムなどを取り入れたメニューなど、地元食材のおいしさを伝える日を設けているところです。

課題としては、昨年まで生活研究グループから、量的に多いわけではありませんが、季節で準備できる地元の野菜の納入がありました。しかしながら、団体の高齢化等が影響して、世話役的な方の確保が難しいことから、今年は納入ができておりませんでした。引き続き、子供たちへの食育面からも地元食材をより使用していきたい考えでおりますので、今後は農業関係団体等にも相談しながら対応してまいりたいと考えているところです。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 今ご説明ありましたように、結構使っているねという感じでした。これをパーセントにしたら、どれぐらい。野菜は入らない、調味料は入っていないかもしれない。どうでしょうね、ざっとちょっと。

議長 学務課長。

学務課長 給食の割合を出すのが金額でもないでしょうし、重さといってもやっぱり把握が、ちょっと学校給食をパーセンテージで出すのは厳しいかなと思っているところです。ですので、現状として使用している食材を今説明させていただいたというところでした。

(金額だと分かるの声)

学務課長 金額、出せるは出せますけれども、すみません、現状ではそれが何%なのかは、ちょっと手持ちにはない状況でした。申し訳ありません。

議長 高橋和子君。

4番 金額というのを1回出してみていただければ、地域経済を考えたときに、どういうふうな印象になるのかなと思います。農家の人の収入とか、マルシェもいけれども、給食にみんなでこぞって出すというのもいいのではないかなと思います。その辺、いろいろ結構頑張っただけでこられたようですので、引き続きよろしく願いしたいと思います。

それでは、介護保険のほうに行きたいなと思っておりますが、非常に重たい課題ですので、これは一緒に考えてみたいなというところです。

1番目は、介護保険料が県内で一番高い。断トツ高いのです、これが。その原因は何だろうということなのですが、どのように捉えておられるか、お考えをお聞かせください。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 健康福祉課から、介護保険料についてお答えします。

介護保険料は、3年ごとに見直しをし、令和3年4月から第8期介護保険事業計画がスタートしております。介護保険料は、前期の第7期計画と同様、基準月額8,100円で、今議員さんがおっしゃるように県内で一番高い介護保険料を算定しております。

介護保険料の算定には、3年間に必要な介護サービスの費用の総額に65歳以上の方の負担割合を掛けて65歳以上の方の人数で割るという計算式で求めています。

西和賀町の介護サービスの費用の総額は、27年度から29年度の第6期では35億1,360万円。平成30年度から令和2年度の第7期では38億4,924万円と約10%増加しております。令和3年度から令和5年度の第8期では42億7,790万円と約10%の増加を見込んで、今回介護サービ

スの費用の総額を算定して、基準月額8,100円を算定したところになります。

介護サービスの費用の増加の原因としましては、町内において利用できる介護サービスが充実しているということもありますけれども、介護保険の被保険者、65歳以上の人数のうち、85歳以上の方の割合が令和2年3月末では28.5%、令和3年3月末では29%、令和4年3月末では30.1%と年々上昇していること。そして、介護の認定を受けている方の割合が令和2年3月末で23.4%、令和3年3月末では24%、令和4年3月末で24.8%と年々上昇していること。そして、施設短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護等のサービスの利用者が増えていることが主な原因と考えております。

議長 高橋和子君。

4番 ②でちょっと分かりにくい質問しているのだけれども、他市町村と比べてどうだろうということなのですが、高い原因ですが、今課長のご説明でおおよそ分かるには分かるのですが、一番大事なことは、必要に応じて施設が使えるということのメリットが非常にあるが、しかし経済的に困難な町民が多いので、保険料の支払いというのはかなりきついということで、これは施設の利用者ということですが、施設があるから保険料高くなるよという話も聞くのですが、そういった算定はされているのでしょうか。利用料だけなら分かるのです。みんな元気になって利用しなければ、あまり保険料高なくて済むのですが、施設があることよっての算定というのもあるのですか、どうでしょうか。調べたけれども、ちょっと分からなかったのです。

議長 健康福祉部長。

健康福祉課長 町内のほうに施設があるから介護保険料が高くなるかということについてお答えします。

介護保険料については、町内に施設が何施設あるかということに対しての保険料の算定というのは特にありません。あくまでも3年間の見

込みなのですけれども、3年間で見込んだ際に、施設の利用をする方が何人いらっしゃるかというところで算定をしておりますので、まず現状として、今現在各施設に利用している方々が何人いると、そして実際実績としてこれくらいのサービスの費用がかかっているというのをまず確認します。それから、これまでの3年間の伸び率だとか、今後見込まれる伸び率を算定をしまして、おおむねの施設の利用者というふうな人数を把握をしまして、介護保険料の算定をするというような状況になっております。

議長 高橋和子君。

4番 そこちょっと自分として不明瞭だったので、分かりました。

そこで、最後の3番目のほうに移りますが、そういった利用者が、さっき私も申し上げたように、利用する人が減ってくれば、保険料に跳ね返る部分は減りますよね。そこで介護予防の活動をされているわけですが、効果があるのかなのかというので、ちょっとこのところ3年ぐらいでしょうか、そこの辺でどういうふうに総括されているか、お伺いします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 介護予防事業について効果とかの検証というところでのお伺いについてお答えします。

介護予防事業につきましては、高齢者の方々が要介護状態となることを予防するために地域で実施している、町ではサロン活動への支援や介護予防教室の開催、それから岩手県シルバーリハビリ体操指導者の養成事業の取組などを進めてきました。サロン活動では、月に1回から2回、その地域で活動をしまして、シルバーリハビリ体操やご当地体操の実演、それからレクリエーション、吹き矢、バスハイクなど、多彩な内容を各地域で取り組んでいただいております。新型コロナウイルス感染症が拡大した際には、サロン活動やサロン活動内での会食を制限させていただくということもありましたけれど

も、全国的にもサロン活動を制限したことにより、高齢者の外出の機会を奪うこととなって、心身の面で影響があったという報告もありましたし、現在は感染に気をつけて、周知しながらサロン活動を行っていただいております。

シルバーリハビリ体操では、まず指導者の会を中心に各地域で体操指導や、それから上級講習への参加による指導者技術の研さん等によって積極的に取り組んでいただいております、自らの健康や高齢者の健康づくりの一翼を担っていただいているものと考えております。

先ほどの答弁で、介護の認定率が上がっているというふうなことで答弁させていただきましたが、そのうち85歳以上の方々の認定率は上がっておりますが、65歳から74歳までの認定率につきましては、令和2年3月では4.3%から令和4年3月は3.9%と下がっておりますし、75歳から84歳までの方々の認定率につきましても、令和2年3月は16%から令和4年3月は15.8%と下がっておりますので、これについても介護予防については一定の効果があると考えております。

あと介護認定を実際受けた方々の要支援1や要支援2、それから要介護1や要介護2などという軽度の認定を受けた方々に対して、これまで介護予防サービスを利用する際に個人ごとに作成する介護予防サービス支援計画、ケアプランというものがあるのですが、それについて高齢者の生活の質の向上と自立支援を目的とした自立支援型ケアマネジメントを展開して確立をしようと始めました自立支援ケア会議を継続して進めてきております。

平成30年度から介護支援専門員のケアマネジャーさんの皆さんや、それからサービス事業所の皆さんと自立支援型ケアマネジメントを学んで理解を深めてまいりました。これまでは、お世話するという介護が主流だったのですけれども、できる行為をさらに増やすという介護にサービスを進められるように、医療、介護、福祉

の業務に関わる多職種の専門職の方々や、介護政策アドバイザーからアドバイスを受けまして、この自立支援型のケアマネジメントへの転換につながられているところです。

介護の認定を受けている方々は、疾病等によって大きく介護認定の介護度が変わることがありますけれども、この自立支援ケア会議の開催を始めた翌年の令和元年からの3年間と、それ以前の3年間での比較では、対象年齢の平均年齢は85歳ということで、1歳ほど年齢は上がっている状況ではありますが、4人に1人の介護度が維持されているという状況で、それについては維持されている状況は変わりはないのですけれども、急激な介護度の上昇が少なかったという状況を分析しておりまして、自立支援ケア会議についても予防効果として一定の成果があると今のところ考えているところになります。

議長 高橋和子君。

4番 今パーセンテージをお伺いして、それなりの効果があるなど思いました。人数的には、どんな人数になるのでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 ただいまのお尋ねは、介護の認定を受けている方々の人数ということでよろしい……

(介護予防の声)

健康福祉課長 介護予防の人数。

(予防を受けた人の声)

健康福祉課長 サロンとかの活動をしているところに出席をした方の人数ということでしょうか。

議長 高橋和子君。

4番 すみません。今パーセンテージとかおっしゃっていただいて、軽減されているなど思ったのですが、介護予防活動の中で、そういったことを把握されているということですよ。介護予防したから軽減されてきているというふうな結果が出ていると思いますが、人数と言ったのは、高齢者がこれぐらいいたら、介護予防を受けた人があまり少なかったら、全体から見た

らどうなのかというふうな疑問が出るので、少なくとも効果があったほうがいいわけですから、それはそれで大事なのですが、できるだけ多くの人がサロンだけではなく、介護予防のいろいろな活動に触れて、要介護にならずに済むというふうなことであれば、非常に大きな効果になるわけですので、把握されていなかったら次の機会にお伺いします。

議長 高橋和子さん、今答弁求めないのですか。

4番 今あれば。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 すみません、失礼いたしました。

先ほどのパーセント提示につきましては、介護の認定率のパーセントをお知らせしたところでした。実際の被保険者数の中で、介護のそれぞれの年齢について認定を受けていらっしゃる方の人数をお話をして、そのうちの認定率という率が減少していますというところのお知らせになります。

そして、介護予防のサロン事業につきましては、各地域で実施されているA型サロンにつきましては、大体毎回10人から20人ほど参加されておりますし、B型サロンということで、そちらについて地区ごとに主体的で実施されている形になりますが、それは延べ人数しかちょっとこちらでも把握できていないのですが、そちらは令和3年度は1,600人ほど参加されているというところになっております。

というところで、具体的な介護予防のサロンだとか、介護予防事業に何人出ているかというところの全体的な数は、今ちょっと手持ち資料ないので、お答えすることはできないので、この辺ですみません。

議長 高橋和子君。

4番 認定率が下がるということが重要ですので、分かりました。これで介護のほう終わります。

最後、移住、定住なのですが、お願いします。移住、定住の推進について、今年度はどのよう

な事業を行ってきたのかお伺いしたいと思います。

また、移住、定住を希望される方は今年度あったのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

移住、定住の今年度の事業についてですが、移住に関しましては移住支援事業補助金について、岩手県及び県内市町村が共同実施している地方創生事業の移住支援金拡充について協議があったことから、本町でも見直しを行い、子育て加算を拡充した補助金制度での公募を行っております。

また、移住相談と移住後のフォローを拡充するため、副業型移住コーディネーター1名を設置し、移住者受入れ環境の検討や移住PR動画の配信、県主催移住フェアなどの対応などに尽力をいただいているところです。

そのほか移住の取組として、移住者住宅取得補助金の公募や移住体験住宅での受入れ、移住PRホームページ等での情報発信を県及び県内市町村共同で実施しております。

また、定住に関する当課の取組では、空き家バンクや若者定住促進住宅建設による住宅供給、空き家の改修や不要物撤去、地域交流活性化等の拠点への活用に対する補助、地域おこし協力隊の定住に向けた活動支援などにより定住支援に努めております。

移住、定住に関しては、妊娠や出産、子育てから教育、医療や生活環境の整備、就労や産業振興までを含めた一体的な取組と考えておりますので、これらの移住、定住に向けた支援や各種取組について、定住支援ガイドや移住PR情報発信などによる周知も併せて行っているものです。

また、移住、定住を希望される方につきましては、今年度は相談件数といたしましてはまず1件ありまして、地域おこし協力隊への応募に

つながっているところでございます。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 移住、定住の対応としては、課としては十分かと思っておられるかどうかお伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 移住、定住の取組としてということで、町ではまち・ひと・しごと総合戦略という計画の中で、まず各分野において移住、定住につながる各種の施策を実行しているところでございます。それらが機能することで、定住につながる、またそういう移住にもつながってくるというふうに捉えておりますので、それらについて今第2期に入っております、1年経過したところですので、まずその成果をしっかりと把握したいと思っておりますし、令和5年度は中間年ということにもなりますので、その段階においては各種団体からのヒアリング等を行いながら確認をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 協力隊が1人というのはどうですかということ。これで成果が十分上がったと評価するのかどうかということですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

協力隊につきましては、令和4年度現在で累計で27名の方が招聘されているということです。途中で退任された方もおりますし、3年間で経過された方もおります。定住率については6割ほどというふうになっておりまして、その方々が町の中で起業しながら活動しているという状況にありますので、決して少ない数字ではないというふうに思っております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 今年はどうですかと聞いたので、ずっと年数たてば増えてきて当然かと思えます。頑張

ってきたとは思いますが、非常に移住、定住は難しい。しかし、それでもIターン、Uターンあるでしょう。Uターンしてきている方々の交流会したらどうですかということを前に議会でお伺いしたことがあります。やってみたいと思いますというご答弁を受けました。それで、やったのかどうか。そういったものはあんまり意味がないと思っておられるか、その辺お伺いします。

議長　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　お答えいたします。

協力隊につきましては、平成23年度からの取組ということで、最近、令和に入ってから的人数でいきますと、令和元年は3人、令和2年度は1人、令和3年度は3人、令和4年度は1人というような形で、まず募集に対して応募があったという形で受入れを行っているものでございます。

あと交流会等の話もありましたけれども、なかなかUターン者の方々と交流会という部分については、実際今のところそういう部分ではできてはおりませんけれども、まずいずれコロナ禍の影響等もありながら、そういうふうな移住者等との交流という部分も今は持てない状況にもなっていることもあります。ただ、必要性としては、町の中に移住された方々、Uターン者であれ、その人たちの把握という部分も必要だと思いますし、そういう方々が地域の中により溶け込むような活動というの、地域の活動を通しながら進めていければ、さらにいいのではないかというふうには捉えているものでございます。

以上です。

議長　高橋和子君。

4番　12時5分前にやめたいなと思っておりまして。Uターンしている人たちの実態というの、ぜひ、Iターンもそうかと思いますが、協力隊はいいと言うのは申し訳ないけれども、それなりのあれがあって来るわけですからいいですけれども、そういうことなしにUターンさ

れるとか、来てみようかと、来てみたけれども、駄目だったということで、行ってしまう人もあると思いますし、せっかくUターンしてきても、やはりいろいろ困難があつていられないという方もあつたろうと思うのです。やはりその方々の暮らしが、こっちからこっちへ移るといことは大変なことだと思うのです。ですから、そういった具体的な困難さをつぶさに行政が把握して、どこをどのように支援すればここに来てずっと住んでもらえるのかということを実際にやってもらいたいのです。まだまだ沢内とか湯田とか好きだという人いらっしゃるし、親もいるからUターンしようかなという人もいると思うのです。そのときに受入れがもやっとしていたら駄目だと思うのです。それで私は老婆心で言っているわけなのですが、本当に魅力のある町、ここでなら子供を育ててもいいと。年寄りを迎えると思っているわけではないでしょう。私みたいなを受け入れようと思っているわけではないと思うのです。やはり若い人ということだから、結婚とか出産とか、さっきおっしゃったような、そういったところをしっかりと目に見える形で来られた方に対応していくということでやってほしいなと思うのです。そのためには、来た人、来たいと言った人、そういう方々から十分聞き取って、本当の実生活の中で何が課題なのかということ、それからクリアしていただきたいと思います。計画があるからやるのではなくて、やっぱり西和賀町は人口が欲しいわけですから、特に若い人を欲しいわけですから、本当に全課を挙げて取り組むべきだと思いますが、町長、いかがですか。老婆心に答えていただきたいと思います。

議長　内記町長。

町長　お答えいたします。

若者の方、また特に生産年齢層等の定住化を図っていくということは非常に大事なことで、今後の西和賀の持続性にとりまして最も力を入れていかなければならない点であるというふう

なことで思っております。今お話しのような来られた方の生活上の不都合等につきましては、お話を伺いながら、対処できるところをしっかりと対処していきたいというふうに思っておりますし、つながりの点では保育等でちょっとお話を聞いたときに、今ネット関係は想像以上に発達していて、いろいろな問合せというのはもうネット上の、スマホ等でのやり取りが多いようで、それで個別対応もいろいろさせていただいている点もあると思いますので、そういうようなものもしっかり、現在のそういう通信技術等も認識しながら対応を図っていきたいというふうに思っております。

議長 高橋和子君。

4番 いろいろ聞くときは、特に議員だと大変なことだということで相談に来る方が多いものですから、あまりいい面ではないところだけ見ているかもしれませんが、そういったところがやはり壁を乗り越える一つのものだと思います。

これはどの課でも、どの部署でもそういうことを常に意識を持って対応していくということが大事であろうと思います。担当課は本当にしよい込んでから大変だと思いますが、くじけずに引き続きやっていただきたいなと思います。自分なりの時間でございますので、ここで終わらせていただきたいと思います。

先ほど介護保険のところでは施設入所を減らすというふうな言葉を使っておりますが、施設そのものも非常に大変な部分がありますので、そのことも念頭にしながら行政では取り組んでいただきたいなと思います。

ご答弁いただき、ありがとうございました。終わらせていただきます。

議長 以上で高橋和子君の一般質問を終結いたします。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後	零時03分	休	憩
午後	1時00分	再	開

議長 休憩を解き会議を再開します。

登壇順6番、高橋輝彦君の質問を許します。

高橋輝彦君。

6番 皆さん、こんにちは。大杓の高橋輝彦でございます。今日の私のテーマは、定住人口拡大についての1本であります。午前中の先輩議員の質問で、ほとんど出た感があるのですが、私が聞かなくてもいいぐらい聞いていただいたのですが、準備しておりますので、重複するところが多いと思いますけれども、質問させていただきます。

総務省は先日、本年1月時点での人口動態調査結果を発表しました。それによると、東京圏、埼玉、千葉、神奈川、東京がマイナスに転じ、沖縄を除く46都道府県が人口減少になったとのことでありました。もはや人口減少問題は、日本全体の課題となっております。

大都市の出生率は地方に比べて低調であります。ではなぜ今まで東京など大都市の人口が増えてきたのかといいますと、地方からどんどん人口が流れていったからだと思います。そのほかの要因もありますけれども。ということは、地方が衰退すれば大都市も衰退へと転じることは必然であります。日本のためにも、まず西和賀町のような地方から活気づいていかなければならないのだろうというふうに考えております。

定住人口を拡大する上で、様々な環境を整えることは必須であります。特に医療・福祉環境、子育て・教育環境、住環境については基本的な部分として、既に全国の自治体で取り組んでいることと考えております。今回はそれに加えて、余暇を過ごす環境について考えたいというふうに思っております。最終的にそれらの環境を整えた上で、定住希望者の方々に西和賀の魅力をほかの自治体とははっきり区別してもらわなければなりません。そして、さらにどのようにアピールしていくか、PRしていくかということだと考えております。

それでは、それぞれの環境の整備について、定住者への支援策や今後の在り方を以降のとおり伺ってまいります。医療・福祉環境について、まずは現在の支援策を伺います。

議長 内記町長。

町長 定住者への支援策等につきましては、各担当課長から答弁します。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 1つ目の医療・福祉環境について、健康福祉課のほうからお答えしたいと思います。

定住者への医療と福祉の環境支援策としまして、1つ目に町内に自治体病院のほか医科診療所が3か所、そして歯科診療所が2か所と、まず医療を受けやすい環境にあります。

また、町がそのほかの自治体と区別をしましてアピールできる支援策としまして、生活習慣病の予防や疾病対策として、医療費の給付事業や健康づくり事業を実施しております。

県内で唯一実施している医療費の給付事業としましては、結核療養者及び精神障害者医療費給付事業があります。

また、高齢者を対象とした医療給付事業では、一部の高齢者を対象とした、ほかの自治体には九戸村さんがございますが、町ではまず67歳以上の高齢者全てを対象とした老人医療費給付事業を実施しています。

さらに、県内で実施をしていない市町村も中にあるということなことで、寡婦等の医療費給付事業を実施し、子ども医療費給付事業では対象者を18歳まで拡大して実施しております。

町立西和賀さわうち病院で実施する一日人間ドック、西和賀ご当地体操の普及や健康大学などの健幸ポイント事業など、健康づくり事業を実施しております。

また、福祉施策としましては、生活支援ハウスの運営事業や配食サービス、身体障害者自動車改造費等の助成事業、人工透析患者への通院交通費助成事業等を実施し、高齢者や障害者等にも誰もが住みやすいまちづくりとして、町民

の皆様の声を聞きながら福祉施策のほうを展開しております。

医療・福祉環境については、地域福祉計画や高齢者計画、障害者計画など、各種計画策定時に町民の皆様から回答いただいたアンケート調査結果などを参考にしながら、事業の継続や見直し、新たな事業の創設に努めてまいりたいと考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 ただいま差別化、差別化の部分についてもお話いただいたのかなと思っておりますけれども、後でその部分は改めてお聞きしようと思っておりましたけれども、その点についてまた後でもしかすれば聞くことになるのかもしれませんが。

様々今支援体制を整えていただいているということでございます。この環境につきましては、ほかの自治体もそのとおり基本的な部分でありますので、絶対必要な部分であります。それ以外にも、18歳であるとか、67歳以降であるとか、町の差別化できる無料の部分を実施していただいているということでございます。

では次に、子育て・教育環境につきまして、現在の支援策の部分、その部分でお答えいただければと思います。

議長 教育長。

教育長 子育て・教育環境の定住支援についてお答えしたいと思います。

定住支援に結びつく特色ある支援であると思われる内容を述べさせていただきます。まず、子育てについては、保育料等の負担軽減として、国の基準で免除対象とならない3から5歳児の全世帯について、副食費を全額補助しております。

また、3人目以降の幼児については、保育料が年齢にかかわらず免除というふうになっております。

ほか病気等により家庭等での保育が困難な子供を預かる病児保育施設もございます。

保育所、保育園は7時30分から18時30分まで開所しており、子供一人一人を大切にされた保育と、園外活動において自然と親しむ活動が充実しているなど、豊かな人間性を育む保育と支援が図られていると認識しているところです。

教育環境としては、児童生徒数は多くありませんが、逆にこれをメリットとして、個々を大切にされた確かな学力の育成が図られておりますし、数学、英語検定受講料の公費負担、英語学習の充実のために、外国人英語講師を2人体制としているほか、小中学校には特別支援教育支援員を配置し、児童生徒の発達に合わせた学習指導を行っております。

また、町独自で公営塾を展開し、幼児から大人まで参加できる英会話教室、Eーカフェといえますけれども、展開しておりますし、地元高校生の進学、就職支援のための課外授業等の充実を図っております。

このほか西和賀町の特色を生かした職場体験、自然体験などの学びを展開しておりますし、繰り返しになりますけれども、定住支援の大きな魅力は小規模であります。その分西和賀町は個々をしっかりと見ていく教育ができているという認識をしております。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 かなりの部分で支援していただいているわけでございます。園児から英語教育と、それから保育料に関しても、またこれも他市町村と重なる部分はあるかもしれませんが、ほかにも7時半から18時半までというふうな時間帯での保育という支援をやっていただいております。

あと公営塾の大人も参加できるEーカフェなんていうのは、素晴らしいことだなというふうに思っております。今やっていただいている支援にこだわらなくてもいいのですけれども、この先どのような支援をされていこうとお考えでしょうか。

議長 教育長。

教育長 まず、基本的には、生徒、児童1人一人を大切に守っていくということが一番の支援になるかと思えます。昨日も全国学調のお話をさせていただきましたけれども、例えば読解力について、もう少しやることで世界に羽ばたく子供たちに近づくというのであれば、やはり少人数ですので、そういう支援もできるかというふうに思いますし、先ほどお話があった給食等についても、今後検討していくことになると思いますけれどもいろんな面で支援ができるものと思えます。

いずれ小さな町から大きな世界に飛び立つ子供の成長を見守る支援体制ができることが、これからの課題ではないのかなというふうに思っているところです。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 世界に羽ばたく子供育成の支援ということでございます。

それと、ゼロ歳児保育についてなのですが、これは町長の肝煎りだったのではないかなというふうに思っております。これ対象のご家族や若い定住希望者にも注目される部分なのではないかなと思えますが、今この事業についてはどの程度進んでいるのか。また、これ開始予定はいつ頃を見込んでいるのかをお伺いします。

議長 学務課長。

学務課長 ゼロ歳児保育についてお答えさせていただきます。

昨日の答弁でも保育環境の全体の在り方を検討していきたいということで答弁させていただきました。そういった中でゼロ歳児保育の在り方についても検討していくこととなりますけれども、ただその検討の結果にもまた時間を要すことですので、それまでの間、どうやって対応できるか、その部分になると思います。ですので、まず全体的な在り方検討は進めます

けれども、その結果までどういった対応ができるかというところを担当課、保育所、そういった部分で検討を進めている段階です。

いつまでというのは、現時点ではちょっと申し訳ありませんが、申し上げられる状況にはないというところではあります。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 これは、やはり先ほども言いましたけれども、町長の肝煎りという事業でありますし、町民のそういう声から出た事業だったと思っております。これはやはりきっちり開始いつというようなことを決めて、内容を検討していくほうがいいのではないですか。でないと、だらだら、だらだら決まらない、そういうことなのではないでしょうか。しっかり着地点の時期を決めてはいかがですか。

議長 学務課長。

学務課長 ご指摘のとおり、スケジュール感を持ってということが大切になってくるかと思っております。昨日の答弁でもありました全体の保育環境の在り方のスケジュールの部分で3役とこの後詰めたいと思っておりますので、その部分でゼロ歳児保育の開始時期の部分も詰めていければと思っております。

議長 高橋輝彦君。

6番 簡単なことではないと思っております。内容がかなり難しいことでもありますので、大変なことだとは思いますが、これができれば、やはり町の定住拡大も大きく前進するのではないかなという大きな事業だろうというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、住環境について現在の支援策を伺います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、住環境につきましては私のほうから答弁いたします。

人口減少の大きな課題である若年層の定住、

移住に対する住居面での受入れ対策として、低所得の若年層に配慮した若者定住促進住宅、湯本団地6部屋分を令和4年度に新たに整備を行い、現在募集を開始しているという状況でございます。

また、空き家等につきましても有効な資源と捉え、空き家、空き店舗を事業等に活用する場合の改修費用について、高い補助率の事業を用意しておりますし、世帯での移住も視野に住居の新築、中古物件の取得に対する補助制度なども用意している状況でございます。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 いろいろ支援策をやっているということで、空き家活用についても、まずこれ大事なわけでありましてけれども、なかなか水回り等のメンテナンスが不備だったりとか、ちょっと虫が湧いたりとか、どこのうちでもそれはあるのですけれども、ただそういう新しい定住者とか、Uターン者、Iターン者の方々にすれば、なかなか住みにくいということになっているようでもあります。

しっかりリフォームということをしていかないと、その点おろそかにすると、やはり定住につながらないのだらうと思っておりますけれども、その辺リフォームをどこまでやるかというようなことにもなるかと思うのですけれども、かなりレベルの高いリフォームをするべきではないのかなと思っておりますけれども、その辺どのようにお考えですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 今のご質問についてなのですが、確かに住宅等についてもリフォームをしっかりとできれば、それはそれで一番すばらしいなというふうに思っておりますが、限られた予算の中でということをお考えすると、まず今の補助制度の中でということには思うところではあります。

ただし、やはり優良な住居というものの確保

という部分で、それほど傷みもひどくなくという
ような部分の確保について、まず一生懸命努力
していきたいというふうには思っているところ
です。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 優良物件というふうなところを提供でき
れば一番いいわけでありませけれども、そうい
う部分に関してでもしっかりやっついていかないと、
なかなか難しいのだらうというふうに思います。

それと、あと今後の支援策としまして、Uター
ン、Iターン者以外にも、原住民といいます
か、そういう既に昔から住んでいる方々に対しま
しても、バリアフリー化にこだわらない、新築
やリフォーム時に思い切った支援、補助をす
ることというのは定住につながるのではないの
かなというふうに思っておりますが、その辺ど
のようにお考えでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

今実際にあるというか、定住されている方々
に対しての支援という部分では、今時点でこの
事業があるかどうかはあれですけれども、過去
にはスマイル応援事業というような形で、そう
いうふうな補助事業がございました。

いずれ定住されている方についても、同じよ
うにそういうふうな部分というのは大事ななと
いうところはございますので、その部分につい
ても住宅の需要というか、供給の面のそういう
分と併せて、一緒に関係課の中で検討させてい
ただきたいというふうには思うところでござい
ます。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 やはり今住んでいる方々も、ほかの市町
村に出ていってしまうような状況というのは多
々あるわけがございますので、そういう支援が
しっかりできればもう少し、では町に残ろうか
な、うちを建てようかなという方もあるのでは

ないのかなというふうに思っておりますので、
よろしくご検討いただければなというふうに思
います。

次に、余暇を過ごす環境についてであります。
人それぞれ余暇の過ごし方というのは違うとい
うことであります。趣味も多様ですので、幅広
い分野でのお話になってしまうと思いますが、
今現在の支援策をお伺いします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、余暇環境について、私
のほうからお答えしていきたいというふうに思
います。

西和賀町ならではの余暇環境を通じ、定住希
望者となっていただくため、そのアピールをし
ていくべきであるというご質問の趣旨と思われ
ますので、来町者への観光関連施設について私
からお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、年代、性別などに
より、現在は多様な余暇活動がございますが、本
町においては豊富な自然環境施設や温泉施設、
大型インフラ施設など優れた観光資源がござい
ます。近年では、新型コロナウイルスの感染症
拡大の影響により、屋外観光施設が脚光を浴び、
焼地台公園では多くの来場者があることや、錦
秋湖や湯田ダム、さらには日本夜景遺産となっ
た錦秋湖大滝ライトアップなども注目を集めて
おります。

観光関連のPRにつきましては、町の観光協
会が取り組んでおりますホームページやフェイ
スブックはもちろんのことではありますけれど
も、特にも新たなPR方法としてインスタグラ
ムや、今年からツイッターも活用してPRをし
ております。

昨年度観光協会で作成したポスターについま
しては、四季ごとの色をイメージした町内の美
しい自然環境を色彩といったものをテーマに投
稿していただく工夫をしております、今年度
は第2次観光振興計画、それからアクションプ
ランの中でそれらのPRを行いつつ、SNSの

情報を分析しておりました、動向の確認や、また新たなターゲットの設定を行うといったことを施策につなげていくこととしております。

今後も継続的に観光施設につきましては整備を進めながら、様々な手法によりアピールをしっかりとしていきたいというふうに考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 錦秋湖大滝等、そういう観光施設の整備と自然の関係の整備と、いろいろやっていたようにあります。私が趣味として生活にどうイメージさせていけるかなというふうなことを考えたときに、具体的に言えば、そばの食べ歩きだとか、先ほど言われた自然関係の触れ合いや観察、それから登山、魚釣りとかキャンプ、サップ、水泳やスキー、ゴルフ等、あと米や野菜の栽培なんかも西和賀は適しているし、あと昆虫採集や天体観察等々、挙げれば数知れないほどの趣味が西和賀ではできるのかなというふうに思っております。

今それぞれの環境についてお伺いしてきたわけでありまして。支援策、今後の在り方を伺ってきたわけでありましてけれども、先ほど来ずっと触れてはきていますのでけれども、西和賀町の魅力をほかの自治体と区別、差別化してもらう必要があるのだと思うのです。結局ほかの自治体と同じようなことであれば、西和賀町に来てもらう、行こうかなというふうな思いにはならないわけでありまして、今お聞きした中にもたくさんそういう部分がありましたけれども、改めてお聞きしていきます。

まずは、医療・福祉環境について、その区別、差別化できる部分というふうなのを改めてお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 西和賀の魅力を差別化というところでのお話で、まず医療・福祉環境ということでのお話でしたけれども、先ほどの答弁が、差別化できる施策のほうを答弁してしまった内容

でしたので、実際医療・福祉関係、かなりのボリュームのある事業をしております、先ほど答弁した内容がまず区別できる、アピールできる内容ということで答弁させていただきましたので、重複になりますけれども、答弁してよろしいですか。

(はいの声)

健康福祉課長 それでは、差別化とか区別化できるというところで、まず医療費給付事業ということで先ほど答弁させていただきましたが、そして医療費給付事業は各種やっておりましたけれども、結核療養者及び精神障害者の医療費給付、そして老人医療費給付というところが主に、県内でもまれにやっているところになります。

そして、あと県内でもまず実施していないところがあるということで寡婦等医療費給付事業、そして18歳まで拡大しております子ども医療費給付事業というところになります。

そのほか、保健事業のほうでは一日人間ドックやご当地体操、それから健康大学の健幸ポイント事業など、健康づくり事業についてもまず特化して実施させていただいております。

そして、福祉関係のほうの事業としましては、冬季に高齢者が入居します生活支援ハウスの運営事業や配食サービス、そして身体障害者の自動車改造費等助成事業、そして今年度からスタートしております人工透析患者への通院交通費助成事業というところをまず新たに実施しているというところになります。

議長 高橋輝彦君。

6番 何回もすみません、ありがとうございました。

次に、子育て・教育環境についても、先ほどもしかすれば重複するのかもしれませんが、区別化、差別化できる部分としましてご答弁お願いいたします。

議長 教育長。

教育長 先日でしたけれども、北上市の和賀地区の社会の先生方が深澤晟雄資料館のほうに来ま

して、学習会を開いたところでした。そのほかにも、私たちの町にはかつて鉱山であったとかということで、非常に鉱物資源が豊富であるとか、それから農業に特化して幼い子はブルーベリー摘みをしているとか、いろんな自然と触れ合う機会がほかの地区と比較するとかなりの面であると思います。そのほか歴史上の人物もたくさんいらっしゃいますし、いろんな交流もしているところですよ。

いろんな物も大切ですけども、そういう学びの深さをPRしていきながら、地元に住んでいる子供たちには誇りを感じてもらいたいですし、外から来た方々にはそういう場所で私は生きているという、絆づくりとか、そういうところも学びにはなるのかなというふうに思っているところですよ。

それから、ICTということでタブレット端末を導入いたしました、あれについて家庭に持ち帰ったのは、西和賀町が一番最初に昨年の夏休み中に持ち帰らせたということで全員させました。ということで、私たちは少ないのですけれども、フットワークがすごくよくできる状況でありますし、皆さんとこうやってお話をし、共通の課題が持てる場所であると思いますので、そういう面を生かしながら、今必要とされているものについてしっかりとニーズを聞きながら、それに対応できる教育を目指していけたならば、外と比べれば全くスピード感が違う教育ができるのではないかなというふうに考えているところでございます。そんなところでしたので、これからも頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 高橋輝彦君。

6番 ありがとうございます。数年前から、先ほどもちょっとお話ししましたが、保育園児や小学校低学年からの英語教育なんていうのは、国の事業では小学校高学年からの英語授業になっているのかなと思いますけれども、これもやはり町独自のことで差別化できる、すご

くそういう対象者に対してはPRできる部分なのかなと思っておりますけれども、これも今後どのように考えておられるのでしょうか。

議長 教育長。

教育長 これも昨日の話なのですが、西和賀高校生で教育学部を希望している子供がE-カフェに、小さい子供たちの授業について、英語学習について勉強しに来ておりました。これからの社会の中で、企業さんもそうなのですが、企業の中で全て英会話で実施しているとかいろいろなことがありますので、今後も引き続きやっていくことが必要だと思いますし、学び方についても英会話に慣れるとか、それから学習を補完するものがあるとか、いろんな学び方が英語教育についてはあると思いますので、それについては参加者、それからALTの方、併せて学務課のほうで、今どんな教育をしたら一番いいのかということで今後も続けていきたいなと思っております。

それから、高校のほうではいつもオーストラリアのほうに派遣していただいている、それを目指して来ている生徒さんたちもいます。コロナ禍において、ブリティッシュヒルズとあって、福島のほうの語学研修のほうに切り替えておりますけれども、それについてもオーストラリアでやれば5名だったところを10名の参加ということで、日本国内でということで、それにも応募者が多数いるという現状ですので、国際的な感覚をつかむためにも、これからもぜひ英語教育については継続させていただけたらありがたいなと思っています。

議長 高橋輝彦君。

6番 ただいま語学研修のことでお話がありました。海外だと5名だったところを国内だと10名ということで生徒を派遣できるのだよということでありますけれども、今後そういう面で方針転換みたいなこともあり得るのですか。やっぱり海外に行くということはずごく魅力なのだろうと思っていますけれども、その点いかがです

か。

議長 柿崎教育長。

教育長 やはり海外に行くことは、国内と全く条件が違うと思いますので、まず高校さんともお話をしながらですけれども、当面はやはりオーストラリアに行くのが魅力的だと思います。

それに関わって、子供たちも英検の勉強を一生懸命やる生徒も増えてたりして、非常に効果があると思いますので、ぜひご協力のほどをよろしくお願いいたしたいと思っております。

議長 高橋輝彦君。

6番 では次に、住環境につきまして、他の自治体と差別化、差別化できる部分ということでお聞きいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 答えいたします。

まず、補助制度といたしましては、西和賀町空き家活用促進事業というものを用意しております、これはある意味空き家とか空き店舗を活用して、例えばサテライトオフィスですとか、コワーキングスペースを整備するとか、あと自身のテレワークの作業所に使うとか、そういうような部分でも活用できるという、それが補助対象事業要件というふうになっておりますので、この事業は割とほかの自治体に先駆けて、割と早く取り組んだものであったというふうに思っております。

また、今回整備しました湯本の若者住宅につきましても、斬新なデザインというようなところで、やっぱり町に来て夢と希望を持って住んでもらえるような、そういうふうなデザイン性の高い住宅がまず整備されたというふうに考えております。

また、あともう一つ言いますと、空き家活用についてなのですけれども、借りるほうも貸すほうも、やっぱり地域と住む方との関係性というのが非常に大事だというふうに思っております、まずそれが成り立たないことから、なかなかいろんな失敗例が出てくるものというふう

に捉えております。そのようなことから、地域の中でも、地域に来てほしいですとか、好きになってほしい、住んでほしいというような部分のそういう意識の醸成というものが大事だと思っておりますし、まさに西和賀町の住んでいる方々は、本当にほかの地域の方からも、すごく優しくて面倒見がよくてというような、そういうふうなことを言われることがございますので、まず地域の中で、今まさに集落支援員なども配置しておりますので、話合いが進められて、そういう受入れ態勢というものが確立されるということが非常に大事だなどというふうに思っております。それが西和賀らしさでの受入れ態勢ということにつながるというふうに考えます。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 確かに地域との関係性、受入れ態勢の醸成というのは、ほかの自治体とは区別できる部分だろうと、構築をしっかりとやっていかなければならない部分だろうというふうに思っております。

空き家活用の補助に関しては、西和賀町が先駆けだったのだよというお話ですけれども、この部分に関しては、ほかの自治体でもかなり手厚くなってきているのではないのかなというふうに思っております。やはりもう一歩踏み込んだ支援策というのを考えていかなければならないのかなというふうな思いもございます。

それから、若者住宅、今斬新なデザインということでお話がありました。本当に斬新だなどというふうに見学して思ったわけですけれども、なかなか斬新が私にとっては度を越していて、生活のイメージが湧かなかつたのでありますが、普通の住宅も新しく必要なのではないのかなと。まだまだ社員を増やしていきたいのだというふうな企業さんを聞きます。まだまだ住む場所が足りないのではないのかなというふうな思いもございます。そういう意味でも、若者住宅の新築、その部分を今後どのように考えているのか

お聞きします。

議長 内記町長。

町長 住宅のことにつきまして、お答えさせていただきます。

これまでの議会でもお話しさせていただいておりますけれども、町内のいろいろな企業にアンケート調査をさせていただいて、今のような線での需要調査というものをしたことについては、ご報告させていただいております。それによれば、20から30の世帯、あるいは個人での需要が見込めるといようなことも分かっていますし、今いただきましたようなお話もいろいろお聞きいたしているところですし、町内でも頑張っている企業では新規採用意欲もある、そういうところで、やはり住むところが非常にポイントになってくると、人を採用する場合にポイントになってくるといようなお話もありました。

そういうようなことを踏まえまして今後の住宅の、住宅というのは公営住宅のほうですけれども、住宅の戸数等の在り方について見直しをつけて計画して、お示しして、取組を進めさせてもらいたいということで、今取組をさせていただいているところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 企業も一生懸命やっておられるというふうにお見受けしております。今町長が言われたように、企業が頑張っても住むところがないということで、社員さんをほかの市町村から通わせるというようなこともあったようにお聞きしております。それでは、本当に大変申し訳ないのだろうというふうに思います。ぜひ早急にそのような取組をお願いできればなというふうに思っております。

今まで、まず今後の支援策、区別、差別化することについていろいろ議論させていただきました。お話のあったそれぞれの環境をしっかりと整えて、最終的には多様な生活イメージをどれだけ具体的にアピールすることができるかが重

要なのだろうというふうに思っております。その部分について、どのような方法を考えておられるのかお聞きします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、西和賀町ではこんな暮らしが可能であるといった、そういう見える化を図っていきたいというふうに考えております。移住の関心度と可能性を、そういう見える化により高めたいというふうに思っているところでございます。仕事、住居、子育て、学び、安心安全、伝統文化、地域活動など一体的なパターンについて、関係機関や地域との検討をテーマとしながら、多くの可能性を導き出し発信するほか、私はこんな暮らしがしたいに答えるための受付窓口、受入れ態勢として、まず関係部署との連携により懇切丁寧な対応ができる仕組みについて考えていきたいというふうに思います。

また、参考までですけれども、今年度から西和賀町に魅力を感じて移住を行った先輩移住者を移住コーディネーターとして委嘱を行っております。移住コーディネーターには、移住相談会など機会を捉えて定期的に西和賀町の魅力を発信してもらおうとともに、西和賀町に移住を検討している方に対し、先輩移住者として町の魅力や暮らし方などを移住者目線により伝えていただいているというものでございます。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 先ほど来、医療・福祉環境、教育環境等、いろいろお聞きしてまいりました。今ふるさと振興課長さんからは、そういう生活イメージ等に見える化してアピールしていくのだというふうなお話がございました。私もそれが一番いいのだろうと、何か課長と初めて意見が合ったような気がしましたがけれども、いろんなバージョンを具体的に示すことができれば、すごく説得力があるのではないのかなというふうに思っております。ぜひよろしくお願ひしたいというふ

うに思います。

住民の方々とのお話の中でよく話しされるのは、西和賀には働く場所がないから若い人たちがみんな外に行ってしまうのだよと、誰も戻ってこないというふうな話をお聞きします。ですが、人材を求めている事業所というのは、町内に実は結構たくさんあります。職種が少ないだけなのですよね。でも、それでは駄目なのだというふうなことを町民の方々が言うておられるのだと思いますけれども、当然事業所が増えて職種が増えるということにこしたことはないのですけれども、ただ私は今日議論した環境をしっかりと整えて、先ほどのように具体的にPR、アピールすることが重要で、昨日も先輩議員の一般質問の中でも議論がありましたけれども、働く場所は北上や横手、盛岡、そういうところでもいいのだろうと私も思っております。ここに住所を置いて定住してもらうことが、町というか、もうみんなの共通の目的、狙いなのだろうというふうに思っております。

湯田庁舎の正面玄関を開けて、人口の表示、人数の表示があります。5,084人というふうになっております。いよいよ4,000人台もカウントダウンなのかなというふうな思いをさせられました。

最後に、町長にお聞きします。町が執行する多くの事業は、最終的には定住人口拡大に向けてのものと思っております。定住人口拡大に向けて、直接的に、まずはどのようなことをされるか、町長も就任以来、もうすぐ1年になろうとしておられます。ぜひその部分の考えをお聞きしたいというふうに思います。

議長 内記町長。

町長 基本は、行政が取り組んでおります住環境を含めまして、全体の生活の質を高めていくということをしっかりやっていくと、基本をしっかりやっていくということが第一だと思いますけれども、それに加えてやはりここに来て住む、あるいは住み続ける、戻ってくる、新たに

ここで仕事をするというところをどうつくっていくかということも大事だと思います。

先ほどお話しさせていただきました元気な企業も、こうした中でもありますが、あります。そういう会社に頑張ってもらって、私としては給与水準を高めるような支援ができていければ、一つの魅力になるのではないかなというふうに思っております。先ほどの住環境の整備も、そういうことの一環で考えているところでございます。

また、もっと西和賀をアピールしていくということで、いろいろお話ありました。そういう点で、ある方からお話聞いたときに、そのとおりだなと一つ思いましたのは、湯本温泉で見た場合に、歩いて行ける距離の中に病院もある、温泉もある。そして、すばらしいお店もある。保育園、旅館、飲食店もある程度ある、体育館もある。こういう環境というのは、都市部でも意外とないと。住居はあっても、温泉なんかそんなあるわけではない。やはり言われて初めて気がつくような、そういう魅力もありますので、その辺も一つの例ではありますけれども、そういうものをしっかりと発信できる場所は発信し、町に人を引きつける誘引力を高めていきたいなというふうに考えているところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 ありがとうございます。町長の思いの中には、いろいろ夢といたしますか、やるべきものがどんどん、どんどん芽生えているのかなというふうな今のお話だったと思っております。ぜひそれを具体的に、積極的にどんどん発信、行動していただければなというふうに思います。よろしくをお願いします。

終わります。ありがとうございます。

議長 以上で高橋輝彦君の一般質問を終結いたします。

ここで2時まで休憩いたします。

午後 1時50分 休 憩

午後 2時00分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順7番、淀川豊君の質問を許します。

淀川豊君。

10番 皆さん、こんにちは。9月定例会の最後の質問をいたします淀川豊でございます。長らく続く新型コロナ感染症の拡大や世界情勢の不安定要素を起因とした物価の高騰、気候の変動による災害など、我々を取り巻く社会情勢は、これまで経験したことのないような状況がまだ続いております。

中山間地域である西和賀においても、その影響は避けられるものではありません。日常生活にも様々な影響が出ているのではないかなというふうに危惧しておりますが、議会としてもこういった状況を注視しながら、適切な対策を打っていかねばならないというふうに感じております。住民の皆様方も、あまり辛抱強くならず、いろいろとご相談をいただければなというふうに思っております。

私からの質問は、給食センターの運営全般についてと介護保険特別会計の配食サービスについての2点について質問をいたします。給食センターの質問では、子供たちの学校給食、配食サービスについては高齢者の配食についてということで、子供と大人、高齢者の食の提供について質問をしたいというふうに思っております。

通告に沿って質問をしたいというふうに思いますが、全部で関連質問も含めて19の質問で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、給食センターの運営全般についてであります。昨年新しい給食センターが建設され、老朽化が著しかった沢内の給食センターと各学校で調理されていたものが1か所で調理をされております。まだまだ学校給食の調理が本格的にスタートしたばかりで、担当課あるいは調理職員も大変ご苦労しながら対応していることと思います。皆様方のご努力は十分理解を

しておりますが、本来の給食センターの全体運営の検討状況などについて質問をするものであります。給食センターの建設は、学校給食の一元化だけが目的ではないこともご理解をいただき、質問を進めてまいりたいというふうに思います。

まず初めに、学校給食関連についてお聞きをしたいというふうに思います。4月から学校給食が新給食センターで本格的に調理をされるようになりました。まだ本格稼働からあまり月がたっていないわけですが、お聞きしたいというふうに思います。現在の学校給食の現状と課題について、まず伺いたいというふうに思います。

議長 内記町長。

町長 給食センターの運営につきましては、担当課長から答弁します。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私から学校給食の現状と課題についてお答えいたします。

総合給食センターは、今年4月から調理、配送等の練習のための試食提供を複数回行ってから、4月18日から本格稼働し、各小中学校への給食提供を始めております。調理機器の操作、給食メニューによる調理の作業の流れ、作業工程ごとの人的な配分をはじめ、様々な面で経験をしながら課題を整理し、対応しているところです。

現状として、各学校への配送面については特段問題なく行うことができしておりますし、栄養教諭にも頑張らせていただいておりますが、各学校からは工夫を凝らしたメニューも増え、子供たちからも給食を楽しみにしている声が聞こえてきております。

各学校とは、2学期も始まり、この前半のところでの課題等を整理するため、給食担当職員に集まってお聞き、意見交換を行うこととしております。今のところ、給食提供ができなかった日はない状況にあります。

課題としてですけれども、今後も調理作業の人的、時間的な部分の把握を行い、今後の総合化へ向けての課題等を整理していくこと。全国的な課題になっていますが、食材費高騰による対応が今後必要であると思われること。職員のコロナ感染による給食提供が難しい事態にならないよう感染防止に努めていくことなどにおいて課題があると認識しております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 今4月18日から本格スタートということで課長から答弁をいただきましたが、これまでの現状と課題ということについてご説明をいただきました。

今までの学校給食の調理について関連して、冒頭、関連質問で申し訳ないのですが、ちょっと質問したいというふうに思いますが、昨年度来、新給食センターは新築工事、建設をされ、完成検査をしながら業者から建物の引渡しをされたということですが、今まで4月18日から本格稼働した給食センターにおいて、施設的に何か問題等はなかったか、その点について伺いたいと思います。

議長 学務課長。

学務課長 施設的な部分ということでお答えさせていただきます。

調理機器に関しては、やはり作業は経験が必要な部分ありますので、そういった部分の経験がまだまだちょっと必要な部分があるところ。あと施設的な部分は、常時人がいて冬を迎えるというのは今年が初めてになるので、除雪部分で、去年は常時人がいない形での除雪で対応しましたので、稼働している状況での雪の落ち具合とか、そういった部分の除雪の部分でちょっとまた違う対応が必要になってくるのかなと思っています。そういった部分をまず経験を踏まえながら、課題を整理しながら対応していきたいと思っているところでした。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 これからの冬場に向けた除雪等が、まだ稼働中の除雪をしたことがないので、課題があるだろうというふうなお話もありましたが、聞くところによると、新しい施設でありながら、虫の問題、虫が多いのか、虫が湧くのか、そこまでは調査しておりませんが、虫が多いというようなこともお聞きをしておりますが、その点はいかがですか。

議長 学務課長。

学務課長 施設運営面で虫の部分ですけれども、入り口面のところで、ドアのところの可動域のスムーズさが必要なものですから、若干の隙間があります。そういった部分から侵入した虫ではないかと思われております。

対策として、その部分の隙間を埋める形の対策を、今業者さんのほうと一緒に相談をしながら対応したいということにしているところでした。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 現在まだ本格的にスタートしたばかりということですので、今後、今ご説明いただいたような課題以外にも、ますます多様な課題が発生することというふうに思います。また新たな課題等も見えてくるのではないかなというふうに思います。

現在の学校給食の状況についての説明をお聞きをいたしました。冒頭でもお話ししましたが、現在国内では新型コロナウイルス感染症の拡大が広がり、第7波ということで影響を受けているわけですが、そこでお聞きをしたいというふうに思います。

コロナ禍の中、町内の小中学校給食が給食センター1か所で調理をされるわけですが、リスク管理等、例えば感染症あるいは食中毒についての考え方と、これに対する対応マニュアル等があれば、それについて伺いたいというふうに思います。

議長 学務課長。

学務課長 リスク管理等の考え方についてお答えいたします。

新たに建設された総合給食センターは、現在の衛生管理基準に対応している施設であり、食中毒等の衛生管理面は格段に向上している状況にあります。

また、職員は定期的に検便、ノロウイルスの検査等を行い、感染症対策の徹底を図っております。コロナウイルスにつきましては、個々の健康管理、休憩時の換気、昼食時の水対応などの衛生管理を行っております。

なお、調理部分については、国で示している大量調理施設衛生管理マニュアルに沿って対応しておりますし、感染症に罹患した場合は教育委員会で定めている対応マニュアルに沿って対応している状況にあります。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 今まで分散の形で学校給食を提供してきたわけですが、新給食センター建設に当たり、町内全小中学校の給食を1か所で調理するということとなりました。効率的な給食提供という点では、将来につながる考え方ではありますが、リスク管理という観点からは、一元調理ということでもありますので、リスクも1か所に集中してしまうということでもあります。仮に給食センターで食中毒等が発生した場合や、職員が感染症に感染あるいはクラスターなどが起こった場合など、学校給食が全て提供できないような事態も想定をされるところであります。直近では、給食センターで4名の調理作業員の新型コロナ感染者が出たというようなこともあったようですが、様々な課題があるわけですが、まずは一元調理のリスク管理対応が最も重要なことではないかなというふうに私は感じております。

では、次の質問に移りたいと思います。リスク管理の対応については、その詳細を全てお聞

きするわけにはいきませんので、具体的な対応事例についてお聞きをし、現状におけるリスク管理の対応について理解をしていきたいなというふうに思っております。例えばこれまでも様々な要因で、学校給食が調理できないといった状況もあったかというふうに思いますが、直近の事例ではどのように判断をし、対策を取ったのか、その点について伺いたいというふうに思います。

議長 学務課長。

学務課長 直近の事例についてお答えいたします。

今のところは、給食提供ができなかった日はありませんでしたけれども、地域の断水等により貯水槽の水が足りず、食器洗浄等が遅れたことなどはありました。この際は、通常より2時間ほど遅れての作業終了となっております。

このほか、調理機器の操作の経験不足により、その対応に困る場面等はありませんでしたが、その都度設置業者等において早急に対応していただき、給食ができない場面等はありませんでした。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 直近では、学校給食の中止等の措置を取ったような事態にはないということでご説明いただきましたが、これまでも様々な事情で、例えば学校給食を中止するといった措置を取ったこともあるのだというふうに思います。もちろん担当課でも、その辺のリスク管理には細心の注意を払って対応されているものというふうに思います。

現在も給食センター内で調理作業に従事されている職員は、大変ご苦労されて現状に対応しているという事態等についても私の耳にも入っておりますので、お聞きもしております。対応マニュアル等、国のマニュアル等も使っているということではありますが、対応マニュアル等についてはこれまでと同じような考え方で危機管理対応されることなく、随時見直しを図りなが

ら、新しい状況にも対応できるようにしていただきたいというふうに思っております。

現在新型コロナウイルス感染症の拡大とともに、我々の日常生活に大きな影響を及ぼしているのが物価高であるというふうに思っております。先ほど課長からも、今までの給食センターでの調理の本格稼働においての課題の中にもお話がありました。世界情勢の不安要素から国内物価も高騰しております。特に食材等の値上げは、日常生活に大きな影響を与えていると思っておりますが、学校給食における食材の高騰の影響について伺いたいというふうに思います。

議長 学務課長。

学務課長 学校給食における食材の高騰についてお答えいたします。

皆さんも実感されていると存じますが、食材全般において値上げの状況が続いている状況にあります。野菜については、特に春先高騰してまいりましたし、食用油をはじめ加工食品の値上がりも目立ちます。現状としては、4月、5月、6月は想定している給食単価、小学校は1食290円、中学校は330円ですが、これを若干上回っております。7月、8月は、夏休み期間もありましたが、献立野菜等の工夫を行うなどで、単価内に収まっております。栄養教諭と相談し、工夫しながらの対応とはなりますが、子供たちへの安心、安全でおいしい給食はしっかり提供していかなければならないと思っております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 決められた予算内で栄養分等のカロリー計算をしながら学校給食は献立が作られ、提供されていることと思います。食材のことは、やはりこれからもかなり影響があるのではないかなというふうに感じます。仮に食材の高騰の影響で、給食の量であったり、あるいは栄養価が下がるようなことがあってはなりません。

そこで、関連してお聞きしたいというふうに

思いますが、マスコミ報道によりますと、盛岡市などでは学校給食の食材の高騰で値上がり分を補正予算で対応するといったニュースもありましたが、今後食材の高騰に対する対応策を検討するのか、しているのか、その点について伺いたいと思います。

議長 学務課長。

学務課長 食材高騰の対応についてお答えいたします。

食材高騰により、食材購入費予算は厳しい現状にありますが、保護者からの給食費を値上げしての対応は考えておりません。今後の食材費の高騰の度合いにもよりますが、高騰分での不足が生じる場合は、12月以降で補正予算対応等をお願いしたいと考えているところです。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 今後多くの物価の値上げ等も予定をされております。特に10月等は、たくさんのものが上がるのではないかなというふうにマスコミ報道もされておりますが、ぜひタイムリーに対応策等も検討していただいて、タイムリーに手を打っていただきたいというふうに思っております。

これまで新給食センター運営における学校給食関連について質問をしております。これからは、学校給食関連以外の部分についてお聞きをしておりますというふうに思います。

まずは、町立西和賀さわうち病院の病院食調理の現状と課題について伺いたいというふうに思います。

議長 病院事務長。

病院事務長 それでは、私のほうからは、西和賀さわうち病院の食事提供についての現状と課題についてお答えいたしたいと思っております。

令和元年度まで業者委託により給食業務を対応しておりましたが、令和2年度からは委託業者の撤退がありまして、直営で事業を展開している状況であります。現在は調理員が6名、他

業務と兼務している調理補助員1名で業務を行っております。勤務時間については、早番が5時半から、遅場については19時までとなっております。シフト表により通常3人から5人で業務に当たっております。

令和3年度の食数についてですけれども、患者さんへの食数については、人間ドック分等も含めまして2万4,849食、それ以外の部分になりますけれども、当直の先生等の検食や、あとは職員等へ提供している食数になりますけれども、4,544食、合計で2万9,393食を提供しております。

課題についてでございますけれども、委託から直営になったということで、管理栄養士が少なくなったことが挙げられます。以前は委託業者の管理栄養士と、あとは病院の管理栄養士の2名で業務に当たっておりまして、主に献立作成や発注、調理員の業務管理等は委託業者の管理栄養士が担っておりまして、現在は1名となったことで、それらの業務に時間が割かれることで、本来の病院管理栄養士の業務である医師や看護師等、専門職種と一体になった栄養管理や栄養指導が十分にできない状況にあります。

あとは、調理員の確保についても今後の課題の一つであると考えております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 人口減少の中、各業界でも担い手不足も顕著化しております。労働力不足も深刻な状況になりつつあり、課題も多くあるのだというふうに思います。将来、どんなに財産があろうとも、サービスあるいは生産等を担う人材がいなくなるというふうにまで言われているわけですが、病院食における現状について、その課題についても理解をいたしました。今の答弁を受けて、さらにお聞きをしたいというふうに思いますが、給食センターは学校給食以外の調理もできるような設計で建設をされたと理解して

おりますが、今後の給食センターの全体運営の考え方についてお伺いしたいというふうに思います。

議長 学務課長。

学務課長 今後の給食センターの全体運営についてお答えいたします。

まずは、しっかりと学校給食を提供できる体制整備に当たっておりますが、1年を通じた調理作業の人的、時間的な部分の把握等しながら、今後の総合化へ向けた課題等の整理を行っていきたくと考えております。

今年度は状況把握として、食材納入から調理、搬出、戻ってきてからの洗浄作業等において、現状の人員での労力的な部分をまとめ、来年度、今後の児童生徒数等を考慮した上での総合化に向けての作業スケジュールの検討を行っていきたく考えているところです。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 給食センターの全体運営についての考え方ということで、1年を通して時間の状況、そしてその労力を精査しながらスケジュールを立てていきたくというご答弁をいただきました。

続けて、より具体的に2点お聞きをしたいというふうに思います。1点目は、これは確認になりますが、病院食については給食センターで調理提供する見込みで検討するというのでよいか、その点について伺います。

議長 学務課長。

学務課長 病院食の検討についてお答えいたします。

今後児童生徒数の減少が見込まれますので、給食提供以外の施設能力の余力分等を考慮しながら、さわうち病院と病院食の対応について検討してまいります。

提供時期等については、現時点では決まっておりますが、今後さわうち病院の調理状況を踏まえた上で、協議、検討を重ねてまいりたいと存じます。

議長 淀川豊君。

10番 では2点目に、介護保険特別会計での配食サービスについてはどのように考えているのか、その点についてもお伺いしたいと思います。

議長 学務課長。

学務課長 配食サービスの考え方についてお答えいたします。

配食サービスについては、現時点でサービス提供を行っている事業所との意見交換や協議を行っておりませんので、今は具体的な方針が定まっている状況ではないということでもあります。

議長 淀川豊君。

10番 少し具体的に病院食あるいは配食サービスについてということで、2点について質問いたしました。給食センターの質問冒頭でも言いましたが、給食センターでの学校給食の調理がスタートしたばかりと言っていいというふうに思いますが、大変ご苦労されて対応されているということも十分理解をしております。

給食センター建設に当たっては、議会からも多くの要望や、あるいは提言等があり、建設に関しては二転三転した経緯がありました。当時副町長をはじめ、担当課長からも国内で先駆けた計画を推進しているのだから時間がかかるのだといったような答弁が多くあったように記憶をしております。

何を言いたいかということ、新給食センターは学校給食以外にも病院食あるいは高齢者向けの食事の提供といった発展的な構想の下、計画された事業であるということ。その中で、まずは学校給食からスタートしたわけですが、その第一歩目で苦勞し、発展的な構想の検討がなされていないのではないかとということをお大変危惧をしております。現状が大変であるから、将来構想がおろそかになっていないかということでもあります。

では、お聞きをしたいというふうに思います。今後給食センターの完全稼働については、先ほど時期についてはどのような話もありました

が、具体的に時期、人員等など、検討されているのか。また、その将来構想があれば、その点について伺いたいというふうに思います。

議長 学務課長。

学務課長 総合給食センターの完全稼働についてのご質問にお答えいたします。

重ねての答弁になってしまいますが、今年度は給食提供の稼働状況を把握し、労力的な部分、調理作業時間等の確認をすることとしております。運営初年度であり、やはり実際の作業を1年通じて体験しないと分からない部分が多いと感じております。学校給食のしっかりとした提供体制が整備された上で、施設機能の余力部分をまずは病院食の提供に向けて協議したいと思っておりますが、現時点での時期、人員等については具体的に決まっている状況ではないというところであります。

議長 淀川豊君。

10番 まだ時期あるいは人員については具体的に検討されていないということのご答弁いただきました。全国的に先駆けた事業、どこの自治体も取り組んでいない事業ということが事業推進に時間がかかるという言い訳には理解できる場所もありますが、時間がかかるのであれば、早くからその検討作業に着手すべきではないかなというふうに思っております。時間がかかると思うのであれば、それなりの対応をしていかなければ、タイムリーな政策は打っていけないということになるのではないかなというふうに考えます。

現在新しい生活様式が求められる時代に、今までやったことがないことや、新しい考え方の事業に相当の時間がかかったのでは、行政サービスは成り立たなくなっていくのではないかなというふうに感じます。まずは、そんな言い訳は通じないということをお再認識していただきたいというふうに思います。

給食センターの建設は、新給食センターを建てることその目的ではないはずで、いかに

効率的に将来に向けて運営していくかということが本来の目的ではなかったのかなというふうに感じます。それなりの予算を投下して建設された給食センターであります。その効果については、施設の有効な活用や運用により、住民にサービスとしてお返ししていかなければならないものと思っております。ぜひ給食センターの発展的な将来構想については十分検討していただいて、事業推進を図っていただきたいというふうに思います。

次の介護保険特別会計の配食サービスについて移りたいというふうに思います。これまでは学校給食ということで、子供たちの食事の提供について質問をしてみました。これからは高齢者の配食サービスということで、高齢者の食事の提供について質問をしてみたいというふうに思います。

まず初めに、配食サービスの現状についてはどのように捉えているのか、その点について伺いしたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 健康福祉課から、配食サービスの現状についてお答えします。

配食サービスは、在宅の独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などが心身の障害や疾病などの理由で調理が困難になってきた方に対し、定期的に栄養バランスの取れた食事のサービスを行うことで、食生活の安定及び安否確認による自立的生活の支援を図られることを目的に、町村合併前からそれぞれの町村で事業を始め、町村合併後も継続している事業になります。

配食サービスの委託業務先は、社会福祉法人光寿会、社会福祉法人潤沢会の2事業者であり、1食当たり930円とし、昼食や夕食を提供しております。町では、週に7食を上限に、収入に応じて一部助成し、毎月各事業者からの請求に応じて助成額を委託料として支払いをしております。

配食サービスの利用に当たっては、事前に介

護支援専門員や町の職員などが利用希望者のアセスメントを行い、利用希望者から利用申請書の提出をいただき、町で利用の可否を決定してから配食サービスの提供を始めております。

現在の利用者の利用状況や利用を希望する方のアセスメントの結果から、配食サービスは高齢者が町内で健康を維持しながら住み続けるために欠かせない福祉のサービスになっていると捉えております。

議長 淀川豊君。

10番 ただいま高齢者への配食サービスの現状についてということで、課長からご答弁をいただきました。この配食サービスは、介護保険特別会計での事業となるわけですが、1人の利用者の1か月というか、食数の上限が決められておりますが、先ほどの説明では週7食ということで上限が決められておりますが、個人的には非常に有効な事業であるというふうに感じております。

では、高齢者に対する配食サービスが近年どのような利用のされ方をしているのか、その傾向について理解するために、次の質問に移りたいというふうに思います。利用食の直近5年間の推移について伺いたいというふうに思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 配食サービスの利用延べ食数は、過去5年ということで、平成29年度は1万3,197食、30年度は1万504食、令和元年度は8,685食で、減少傾向にありました。令和2年度は8,908食、令和3年度は9,160食と微増傾向にあります。今年度は、7月末現在の状況では、昨年度を少し下回るような傾向にある状況になっております。

議長 淀川豊君。

10番 ここ直近5年間の利用食数についてご説明をいただきました。29年から食数が少し下がりながら、また最近令和に入ってから微増という形でご説明をいただきましたが、少し質問の仕方が悪かったかもしれないということで反

省しておりますが、利用者数の推移が本当はちょっと分かりやすかったのかもしれませんが、人口減少が進行中でありますが、既に人口減少の傾向は全世帯で進行しているという現状であります。つまり75歳以上の高齢者人口も減少傾向にあります。ですから、配食サービスの利用者も減少傾向にあるのかということも想像しておりました。

これまでの利用者数のピークから、少しその数は下がり気味ということかもしれませんが、今後ますます高齢化率は上昇していくことが予想されます。間違いなく上昇していくわけです。こういった状況を踏まえ、今後の対応はどのように考えているのか、その点について伺いたいというふうに思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 一旦は減少傾向にあったのですが、令和元年度から利用者数、食数が増えたことで委託料金が年々増加傾向にあったということ、それから物価の高騰も見られたということから、昨年度配食サービス事業について、配食サービス事業が持続可能なサービスとして提供できるよう、1食当たりの単価、助成単価などを委託事業者などと協議をしました。今後にも必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

議長 淀川豊君。

10番 利用者数も食数も少しずつ伸びているということのようですが、単純に高齢者の数が減少傾向にあるから配食サービスの利用者、食数が減少しているのだと結論づけるのは、やはり早計であると思うところもあります。現実的に高齢者の方々、あるいは事業者の方々からも度々お聞きをすることがあります。配食サービスの1食当たりの自己負担額が高いということでもあります。

そこでお聞きをしますが、利用者からは利用者負担が高いという声がありますが、その辺をどのように捉えているのか、その点について伺

いたいというふうに思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今年の4月から1食当たりの利用者の負担額を15円アップさせていただいて、475円に改定させていただいております。930円で提供はしていますけれども、助成をしているということで475円、実際は自己負担はそういうような状況になっております。令和元年度の消費税2%アップの際には、単価改定をしないで据置きをしてきておりましたけれども、近年の物価上昇により原材料費や配送費等がアップしてきているということ踏まえまして、今回1食当たりの単価改定をさせていただいたところです。

利用者の方々には、事前に事業者を通じて利用者の負担額の改定のお知らせをしてきておまして、その際には利用者から利用者負担が高いという声をこちらではちょっとお聞きしておりませんでした。利用者の方から負担が高いという声があるということですので、今回新たに認識したところです。このような社会情勢や限られた予算の中で実施している配食事業であることを利用者の皆さんからご理解いただけるように、これからも丁寧に対応していきたいと考えております。

議長 淀川豊君。

10番 1食当たりの利用者負担が475円ということの設定のようですが、地元のスーパーでは低価格帯でお弁当の販売もされております。配食サービスは高く、利用したいのだけれども手が出ないといったこともよく言われている現状であります。配食サービスが高く、利用できない方は、例えば地元でも低価格帯で提供されているお弁当があるので、そのお弁当を利用してもらえばいいのではないかなど、そういうような考えもあるのかもしれませんが、しかし、私はこういった現状を非常に危惧をしております。この配食サービス事業については、行政が提供する行政サービスとしては大変私は評価を

している事業となります。しかしながら、当の利用者からは、少なからず経済的な理由から利用しづらいものとなっているからであります。こういった現状を見ると、今後のさらなるサービス向上に向けた検討実施が必要ではないかなというふうに感じております。

そこでお聞きをしますが、配食サービスは1食930円で提供されているわけですが、1食当たりの金額の算定根拠について伺いたいというふうに思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 配食サービスの1食当たりの単価につきましては、合併後というか、ちょっとかなり前の話になるのですけれども、合併後の制度設計の際に、食材等の購入費、光熱水費、燃料費等を勘案して880円に、その時点で決定したものです。その後、平成26年の4月の消費税3%増税の際に、消費税3%の増税分を勘案して、平成26年から単価を905円に改定し、今回は物価上昇により原材料費や配送費などがアップしてきていることを緩和して930円に改定をしたところになります。

議長 淀川豊君。

10番 1食当たりの金額の算定根拠の詳細についてということでご説明をいただきました。1食当たり930円という価格設定には、高いと感じるか、妥当であると感じるか、その感じ方には様々あるかというふうに思いますが、一定の基準の下に設定をされているということについては理解をいたしました。

学校給食についても同様の質問をいたしましたが、配食サービスでもお聞きをいたします。配食サービスにおいて、食材等の高騰の影響と対策があれば、その点についてまず伺いたいというふうに思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 食材等の高騰の影響について、現在も高騰が続いており、懸念しているところがありますけれども、今年の4月から1食当たり

の単価改定を行ったばかりですので、今後の状況を注視しながら、事業者の状況把握、確認をしながら、必要に応じて対策を講じてまいりたいと考えております。

議長 淀川豊君。

10番 物価高でサービス水準が低下するようないことがあってはならないというふうに感じます。十分に早急に検討していただき、状況を注視しながらタイムリーに対応していただきたいというふうに思います。

一定の基準の下に1食当たり930円という価格設定がされているということは説明をいただきました。我々も現在外食をしたなら1人1,000円程度はかかってしまう時代であります。妥当な価格設定なのかもしれません。

課長からの説明のとおり、1食930円のうち自己負担分が475円という制度設計をされているわけですが、限られた財源での事業実施となるわけですから、単純に行政負担を増やして自己負担額を軽減するというのも難しい状況にあるのかなというふうに感じますが、1つの提案としてお聞きをしたいというふうに思いますが、例えば1食当たりの金額を下げた利用者負担を減額するようなそういった考えはないか、その点について伺いたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 昨年度、1食当たりの単価設定などを協議して改定したところですが、1食当たりの金額を下げた利用者負担を減額するところは、今のところは考えておりません。

議長 淀川豊君。

10番 先ほど来話をしておりますが、配食サービス事業は高齢者向けには本当に有効な、いい事業であるというふうに思っております。しかし、いい事業もそのサービス利用していただかなければ何の意味もないということではないかなというふうに思います。

そういった意味合いでお聞きをしますが、今後サービス向上を検討しながら利用促進を図っ

ていく考えはあるのか、その点について伺いたいというふうに思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 配食サービスにつきましては、これまでと同様に栄養のバランスの取れた食事の提供をするということ、栄養士さんがまず献立やカロリー計算などをしていただいて、今実際配食を作っているのですが、その食事について提供するとともに安否確認を行ったり、それから配食サービスが必要と思われる方や相談を受けた際には適切なアセスメントを実施して、おかゆなどの提供や、それから刻み食などの提供もできますので、そのような適切なアセスメントを実施して、利用につなげてまいりたいと考えております。

議長 淀川豊君。

10番 せっかくのいい事業であります。今後の高齢化率上昇等も考えると、やはりますますのサービス向上を図っていくべきではないかなというふうに私は思っております。多くの必要とされる地域の高齢者の皆様方が何の心配もなく快く利用していただけるような、そんな事業となればというふうに痛切に思っております。

最後の質問となりますが、配食サービスの将来構想について、あればその点について伺いたいというふうに思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 高齢者の独り暮らしや高齢者のみの世帯が近年増えてきている中で、現在この事業を実施していただいている2事業者、光寿苑さんと、それからワークステーション湯田・沢内さんからの要望やご意見、それから利用者からの声をお聞きして、事業が今後も継続できるように進めてまいりたいと考えております。

議長 淀川豊君。

10番 本日は、食事の提供という視点で、子供たちの学校給食、高齢者の配食サービスについて質問をしてみました。

物価の高騰により食材の値上げも今後予想さ

れるわけですが、我々も様々な影響を受けることというふうに思います。住民の日常生活にも大きな影響を与えることは、皆さんもお分かりであるというふうに思います。これまでよりも予算のかかり増し等があったとしても、行政としての対策は早急に検討していただき、タイムリーに対応していただきたいというふうに思います。

担当課の皆様方には、今回頭を悩ますような質問をずっとしてきたのではないかなというふうに思っております。現状を何とか担当課の皆様方のご努力で前に進めていただきたいと強く感じております。

これで私からの一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上で淀川豊君の一般質問を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

明日は、報告と条例、補正予算の議案審議となりますので、よろしくお願いたします。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 2時46分 散 会